

平成16年 6月 1日

三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会生産分科会

第3回畜産企画部会議事録

農 林 水 産 省

目 次

1 . 開 会	1
2 . 資料説明等	1
3 . 意見交換	2 3
4 . 閉 会	3 5

開 会

伊地知畜産企画課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会第3回畜産企画部会を開催させていただきます。

私、畜産企画課長の伊地知でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきたいと思います。それぞれ資料の番号が付されておりますが、まず資料1「議事次第」でございます。資料2「委員名簿」でございます。資料3「牛乳・乳製品をめぐる情勢(その1)」でございます。資料4「牛乳・乳製品をめぐる情勢(その2)」でございます。資料5「第2回畜産企画部会委員要求資料」でございます。それから参考資料1が「食料・農業・農村政策審議会企画部会における検討状況」、参考資料2が「畜産をめぐる動向」、参考資料3が「牛乳・乳製品をめぐる情勢(参考資料)」、以上でございます。欠けている資料がございましたら事務局にお申し出ください。

よろしいでしょうか。

それでは生源寺部会長、よろしくお願いいたします。

生源寺部会長 おはようございます。委員の皆様におかれましては御多忙のところを御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議事に入ります前に本日の出欠の状況につきまして事務局から御報告をお願いいたします。

伊地知畜産企画課長 本日の出欠状況でございますが、足立委員、遠藤委員、竹林委員、千葉委員、伊藤委員、福田委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席されることでございます。なお、事前に部会長の許可を得まして、竹林委員の代理といたしまして北海道農政部酪農畜産課主幹、上田様に御出席をいただいております。

資料説明等

生源寺部会長 それでは、事務局から用意されております資料について御説明をいただき、その後、委員の皆様から自由に御意見を述べていただくと、こういう形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の閉会の時刻でございますが、12時半を目途として進めてまいりたいと思いますので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

それでは資料3の牛乳・乳製品をめぐる情勢(その1)につきまして、生産技術室長から御説明をお願いいたします。

引地生産技術室長 皆様、おはようございます。生産技術室長の引地でございます。

それでは早速資料3、(その1)の生産関係について御説明させていただきたいと思っております。時間の関係もございますので説明がいささか駆け足になろうかと思っておりますが、お許しください。

1枚めくっていただきまして資料の構成でございますが、酪農生産、酪農の基本的な構造についてまず見まして、その後、生産数量、数量的な観点の検討、最後に酪農経営その

ものという構成で御説明させていただきたいと思います。

1 ページ目をお開きください。左側に酪農家の戸数と頭数を、北海道と都府県で経年的に示しておりますが、ごらんのとおり戸数、頭数とも減少傾向で推移しております。なお、北海道と都府県を比べますと、小規模層を中心に都府県の戸数なり頭数が北海道よりも大きく減少しております。

右側の棒グラフでございますが、これは規模階層別の戸数を示したものでございます。上が北海道、下が都府県でございます。ごらんのように北海道ですと80頭未満、80頭～99頭まで、100頭以上ということで分けておりますが、この5年間で頭数シェアが増加している階層と減少している階層の分岐点を見ますと、80頭層規模を境にして以上層で増え、以下層で減っているという状況でございます。

なお、この黄色、オレンジ、緑を生産の現場から見ますと、黄色はどちらかという規模が小さいつなぎ飼いが主流でございます。右端の緑は規模の大きいフリーストール、フリーバーン、放し飼いの経営だということで、規模の大きいフリーストールなどでの飼養形態が5年前と比べて倍になっている。この傾向は、規模の階層こそ異なれ、都府県でも同じ傾向で推移しているということでございます。

2 ページ目をお開きください。担い手の問題でございますが、酪農を他の作目と比較してみますと、主業農家、準主業農家、副業的農家ということで、主業農家と申しますのは農業所得で生計を営み、かつ65歳未満、言ってみれば専門的農家という見方でよろしいかと思いますが、酪農は生乳ということですが、緑が96%と、他の作物と比較して圧倒的に専門的農家、主業農家が多いということでございます。なお、後継者の確保状況を見ましても、他の作物と比べると比較的恵まれているということでございます。

そういう酪農でございますが、生産量そのものはどうか、ということで経年的変化を見ますと、折れ線グラフの一番上でございますが、残念ながら生乳生産量は年々低下傾向で推移している。これは頭数の減少がきているということで、下の方に赤い折れ線グラフで、経産牛頭数の推移を見ていますが、年々減っています。1頭当たりの乳量は向上しているんですが、頭数の減少をカバーし切れないという状況でございます。いずれにしても、今後規模拡大と1頭当たりの乳量向上で、いかに生産量を維持・拡大できるかというのが1つのポイントかと思えます。

3 ページ目でございます。酪農資源として基本的な人(担い手)、牛、土地についてです。酪農ですと粗飼料という見方もあるわけですが、こういう切り口で地域的にどうなのか見てみました。まず人(担い手)でございますが、経営体数、農家数は全国で2割ぐらい減少しております。小規模層を中心に離農が進行しており、特に近畿から中四国等では3割ぐらいの減少を見ていて、地域的にそれぞれ特徴があります。これをざっと見ますと、北海道は別にして、都府県で酪農経営が多いのは東北、関東、九州です。

牛の状況もそれと平行でございますが、全体的な、地域的な特徴があるわけでございます。なお、頭数も総じて減少しているのでございますが、北海道で2%の減少に対して都府県は1割以上、この5年間で減少を見ているということでございます。

それから草でございますが、草はいろいろな努力も相まって飼料作付け面積は約2万haほど増加しております。ただ1戸当たり、あるいは経産牛1頭当たりの面積で見ますとまだまだ少ない。特に、北海道はそこそこの作付け面積なんですが、土地条件に恵まれていな

い都府県は、非常に少ないということでございます。

4 ページ目でございます。ただいま申し上げました事柄で、改めて人、牛、土地という要素を三角形にあしらって書かせていただきました。要は担い手、土地、牛というもののバランスがとれないと、酪農経営というのはなかなかうまくいかないんだ、ということでございます。例えば牛と土地の関係から見ますと、牛のふん尿というのは土地にしっかり還元されないといけない。これが基本でございます。草は牛にとっての基礎飼料で、健康の源でございます。同時に低コスト化を図る上で欠くべからざるものだというように、この三者の関係は非常に重要である。あわせて、例えば人は、地域、農村の活力の向上につながりますし、土地は多面的機能の発揮でございますし、牛は言うまでもなく、食料の安定供給という大きな役割を担う、ということをご概念的に示させていただきました。

次に5 ページ目でございます。生乳生産の量の問題でございます。左側に牛乳缶で供給量と国内生産量を示させていただきました。牛乳から乳製品、いろいろあるわけでございますが、総供給量、輸入も含めると、生乳のベースで1,220 万トンでございます。下の黒の太い枠で囲んだのが国内生産量でございます。840 万トン。これは飲用向けもございますし、乳製品向けもあるわけです。右方に、計算上出てくる重量ベースでの自給率は、平成14年の段階で69%と、7割を若干切る水準でございます。しかしながら畜産の場合、カロリーベースの自給率を検討する際に、えさの自給率というのを考慮せざるを得ない。これが大体4割ということで、牛乳乳製品のカロリーベースの自給率になりますと、3割ということでございます。

さて、国内生産ということで考えましたときに、輸入乳製品との競合がない世界で安定的に原料を供給できるというのは、ある意味で望ましい姿かなといったときに、国内でないと調達できない原材料あるいは製品というものを考えますと、例えば、生クリームとか脱脂濃縮乳、これは牛乳から脂肪分を取り除いた後の液状のものでございます。これらは乳飲料等に使われるわけですが、鮮度を非常に重要視した製品でございます。それから、上の方に黄色で「はっ酵乳等向け」とございます。これはヨーグルトでございますが、こうした外国から製品として持ってこれない製品あるいは中間材の需要が、このところ消費のニーズの多様化、高度化に伴って伸びているということは、国内生産を支えるうれしい傾向だと私も思っております。

次に6 ページ目でございます。生乳供給を、地域でどうなっているのか見てみたいと思います。左側に、840 万トンの国内生産があるわけでございますが、そのうち、下の都府県が460 万トン、全体の半分強の55%でございます。残り45%が北海道でございます。ただ供給の構造が若干違いまして、都府県は御案内のとおり牛乳、飲用向けが圧倒的に多い。9割でございます。対して北海道は、例えばバター、脱脂粉乳などの特定乳製品が生産の半分を占めているように、乳製品の割合が非常に高いわけでございます。

840 万トンの生産のうち、北海道の状況を右側の棒グラフで見ますと、生産量全体は減っているとお話ししましたが、その中で北海道のシェアが高まってきた。都府県の減産分を、言ってみれば北海道が補完する形でシェアを伸ばしてきているということで、例えば、右の地域別生乳生産量の推移で見ますと、平成9年の360 万トンから380 万トンと、徐々にではありますが北海道のシェアが上がっている。あわせて、北海道はどちらかというと乳製品を生産していると申し上げましたが、その中であって飲用向けのシェアも伸び

てきている。かつては 90 万トンほどだったんですが、最近では 100 万トンと次第に伸びてきている。北海道の飲用乳に対する依存度が少しずつ高まってきているということでございます。

しからは都府県の方はどうなのか、というのが次のページでございます。都府県も満遍なく皆さん生産してはいるんですが、地域的に量の多寡がありまして、左側の図を見ていただくと、生産地が特化している。東北であり、関東であり、九州、中四国ということでございます。

生乳の処理とか生乳の流通という切り口で見たものが右の表でございます。複雑な図で恐縮でございますが、青と緑と黄色の棒グラフでございますが、関東を見ていただきたいと思えます。0 の基線の上は、関東という域内で生乳が処理された数量を示しております。200 万トンほど関東で処理されました。関東で生産された生乳も処理されますし、関東以外、例えば北海道から運んできた生乳を関東で牛乳などに処理することもあるわけで、それが青でございます。近年、特に産地銘柄というのがございまして、北海道牛乳といったときに、関東で生産した牛乳を「北海道牛乳」というパックに入れるわけにはいかないわけで、原料として北海道から持ってきた生乳を、関東で処理するという意味でございます。0 の基線から下のオレンジは、関東で生産された生乳を、例えば東北とか、関西も含めてよその地域に回した数量でございます。凡例に書いてございますように、緑とオレンジは関東で生産された生乳である。こういう見方をしていただきたいと思えます。

長々と解説いたしました、関東というのは大消費地でございますので、生産も多いんですが、生乳の仕向きの仕方が非常に多様でございます。あえて供給多様型という名前を付けさせていただきました。

一方、北海道を見ていただきますと、北海道は青のほかから入れた量はごくごくわずか、ほとんどないに等しい。域内で処理したものは域内で生産したもの、同時に域外である都府県に生乳を供給しているわけでございます。域内で生産したものは域内でしっかり処理して、充足し、かつ外部に供給している。こういうのは北海道の専売特許かというところではございませんで、例えば九州。量こそ違うんですが、ここも域外から持ってくるんじゃないくて、九州内の生乳を九州内で処理し、なおかつ九州の生乳を、例えば関西に輸出しているということで、北海道と同じパターンでございます。

最後に近畿を見ていただきますと、生産規模が小さいこともございまして、大消費地ですので、外から生乳を持ってきて近畿の工場処理して消費者に供給している。これは外部依存型だということで、都府県といっても地域によって形態がさまざまであるということをお示したわけでございます。

次に牛 1 頭当たりの乳量でございます。見てのとおり年々乳量が伸びておりまして、全国平均で経産牛、子供を生んだ牛の 1 頭当たり平均が 7,400 kg ということでございます。概して北海道が都府県よりも高いのでございますが、都府県は西南暖地、暑い地域を抱えているということでハンディを負っているということも影響して低いということでございます。

あと、乳量は需給なり天候の影響等々を受けるわけでございます。例えば平成 12 年度、北海道が若干下がっている。これは猛暑で乳量が下がった。それから平成 13 年から 14 年にかけて都府県が伸び悩んでいる。これは B S E の影響で牛の更新が進まないで、更新し

て出すべき牛が滞留しちゃった、ということが影響しているのではないかと私どもは見ております。

次のページでございます。1頭当たり乳量だけでなく乳成分も増加しているということ、乳脂率の推移なり蛋白質率の推移ということで示させていただきました。あわせて、乳質を言うときに非常に大事なものは細菌数でございます。どうしても牛乳というのは細菌が入るわけですが、厚生省令では400万という基準があるんですが、そんな基準で搾っている農家はほとんどありません。今や、ここに示しておりますように、総菌数30万以下が95%で、菌数が10万以下の農家戸数が8割ということで、あくなききれいな牛乳の追求を農家の方が頑張っているわけでございます。

これは改良の効果、そして飼料給与、衛生管理の向上によるものでございます。今問題になっているのは体細胞というもので、牛の血液成分が回り回ってお乳として出るわけですが、乳が乳房の中で生産される過程で、白血球とか上皮細胞が混入してきます。そういう生理でございます。ただ、乳房炎といって乳房が炎症を起こしますと、これがいささか多くなるということで、ある意味で乳質のパロメーターになっております。これは厚生労働省の乳等省令上の基準はございません。細菌とはまた性格が別のものでございますが、生産者が自主基準としてクリーンな牛乳を作るという意味で、目標を立てて生産しております。地域によって違いますが1ml当たり30万とか40万とか50万で、50万以下の生乳が8割、9割ということで一生懸命頑張っております。

ただ、きれいにしなくちゃいけないということで、かなり農家の方は神経質になっております。これに相当時間を割いている事例もございます。さらに、牛が産次を重ねるにつれて自然と体細胞というのは多くなりますから、多くなるとは困るということで、早めに牛を淘汰するというのも現実に聞いておまして、ここら辺の折り合いというんですか、これをどう考えるか、というのが現場での1つの課題になっているということでございます。

次に牛の資源の問題でございます。今、成畜170万頭のうち2歳以上の雌牛、子供を生産する母集団として120万頭乳牛がいるわけでございます。この120万頭の乳牛は毎年入れかわるわけでございます。母集団の120万頭の中に純粋種の雌牛が30万頭新規で入ってきて、役割を終えた牛が30万頭出ていく、これを毎年繰り返すわけです。120万頭から子供を生産していくわけですが、120万頭というところからずっと線を追っていただきまして、今、ほとんどホルスタインですが、純粋種のホルスタインの種を付けているのが7割ぐらいでございます。あとの3割は肉牛、黒毛和種の種を付けます。黒毛和種を3割付けますと何がどのぐらいの頭数出てくるかということ、黒毛和種とホルスタインのあいの子、交雑種というんですが、交雑種が28万頭ぐらい。残りの7割は、雄と雌が生まれてきますが、50・50ではございません。雄の方が若干多いので、雄が34万、雌が31万。これは事故率を入れた1つのモデルでございます。雄の34万頭と交雑種の28万頭、これはいずれはお肉の方に行きます。酪農の方に参画してくるのが31万。今こういう状況です。これは決して余裕のある状況ではございません。120万頭を維持するぎりぎりの線でございます。

なぜこういうことになるかということ、右の表を見ていただきますと、黒毛和種の交配率、平成14年、表の一番右を見ていただきますと、全国平均27%でございますが、かつては37%ぐらい種として黒毛を付けていました。逆に言うと、雌牛の生まれてくる頭数が減っ

てくるわけです。それが右の下にございますが、折れ線グラフで黒毛和種の交配割合、下に乳牛の雌牛の出生頭数をあしらってみました。ごらんとおり、平成10年がピークでした。このときは統計がなくて書けなくて申しわけないんですが、黒毛和種の交配率が下がってくればくるほど、当然のことですが、雌牛の頭数が上がってくる。私どもは3割がボーダーラインだと思います。これ以上黒毛和種の種付けの率が増えますと、資源問題にかかわってくる。

一方、120万頭を維持するに当たっては、長く飼えばたくさんの牛が新規参入する必要はございません。大体今、牛は4産ぐらいで入れかわっています。それを仮に5産まで搾っていただきますと、更新する頭数が少なくて済む。今30万頭と言っているものが、5産にしますと25万頭ぐらいになります。逆に言うと、牛を選んで更新するのに余裕が出てくる。これも今後の生産を考える上で重要なポイントではないかと私どもは考えております。

次は経営でございます。酪農経営、いろいろ経営形態がございますが、圧倒的に家族経営でございます。95%が家族経営で、左の円グラフにございますように、わずか5%弱が法人経営。法人経営でもオレンジ色の一戸一法人、かつては家族経営だった人が規模を拡大して法人に移行したのではないかと私どもは思っているんですが、家族経営がほとんどだということでございます。

この経営でございますが、所得水準を他作物と比較させていただいたんですが、北海道ですと大体1,100万、都府県ですと700万弱ということで、他作目に比べて高水準の所得を確保している、ということでございます。

この所得の確保でございますが、生産という面から牛の1頭当たりの乳量、ある農家さんの平均乳量は7,000kgである、ある農家さんの平均乳量は8,000kgであるといった1頭当たりの乳量と収益性を見たものでございます。御案内のとおり1頭当たりの乳量が上がれば上がるほど収益性が高まるわけでございますが、問題はコスト、支出の増加割合に比べ所得の増加割合の方が大きいということで、酪農家にとっては収益性を上げるためのモチベーションとして、1頭当たりの乳量を上げようというのはごくごく自然の対応だということでございます。

次のページでございます。コストの中身でございますが、左にございます費用です。1kg当たりの生乳を生産するのに約75円のコストがかかります。この中で費目構成として圧倒的に大きいのがえさ代で、4割。それから労賃が3割。この2つでコストの7割を占めるわけでございます。

規模とコストの関係、よく規模拡大とコスト低減ということが議論されるわけですが、真ん中の棒グラフで見てのとおり、規模拡大にしたがって着実にコストは下がっていきます。なかんずく労働費の低減効果が非常に高いということで、とすればコストの低減というのは何かというと、飼料費を下げっていくこと、あるいは労働費、労働時間を低減していくことがポイントになるわけでございます。飼料費は何かというと、自給飼料の拡大ということがポイントであろう。ただ、拡大と同時に適正な管理というのがついて回らないと空回りしてしまうということでございます。

それから、規模拡大は労働時間の低減に効果があるんですが、右の上の棒グラフを見ていただきますと、ここ5年間に1戸の農家に投入された労働時間でございます。下の薄い緑は家族労働です。家族労働はそんなに伸びないですね。どんどん人が増えるわけではご

ざいませぬ。規模拡大をどこで賄ってきたかという、やはり雇用労働だろうと私どもは考えております。下のグラフで見させていただきますと、残念ながら規模拡大をするにつれて1人当たり労働時間も増えてくる。頭数当たりで見れば、折れ線グラフのようにどんどん減るのは当たり前の話ですが、ポイントとして、労働費を下げる、規模拡大はいいんですが、過重労働を抑えた形で規模拡大をしないとした意味がないということで、ここは私どもが進めさせていただいております外部化、コントラクター、ヘルパー、あるいは飼養管理技術の高度化というものがなければ、やみくもに規模拡大をしていくということにはならない、ということでございます。

それで家族経営という労働力の限界がいつも議論になるわけですが、模式的に一農家の作業、4月から3月までどういうことになるか。搾乳の作業は年間を通じてほぼ同じでございます。規模が変わらなければ、ところが酪農経営というのはえさの調整から生産までやるわけですが、ここのところが夏場になると非常に労働過重になってきます。冬場はその部分が、ゆとりというか、時間的余裕が出てくる。今の家族経営の人数ではなかなか賄い切れなくなっている。この不足部分をどういうふうに支えていくか、ということでございます。

それが外部化、飼料生産を委託してコントラクターとか、TMRというのは、後で出てきますが、混合飼料で、既にでき上がったえさを用意してあげるということでございます。生産あるいは供給を委託して労働力を軽減してくれる。哺育・育成、これは農家の奥さんの過重労働になっています。これから解放してあげる。あるいはふん尿処理、外部化というのが、これから非常に家族経営にとっては重要になってくる。

同時に、外部だけじゃなくて内部も効率化を進めていかなければいけないということで、搾乳というのは大きな作業になりますが、これの効率化なり、ヘルパーというのが大事な課題になってくると思います。

今まで家族経営だけ申し上げましたが、法人経営というのが最近いろいろ話題になっています。私どもの基礎調査によりますと、法人経営の戸数は先ほど申しましたように今は5%弱で、生産量については約1割という状況でございます。形態もおのずと家族経営とは違ってきまして、下にございますように、例えば牛舎構造も、家族経営がつなぎ飼いであれば法人経営はどちらかというとフリーストールの割合が多いとか、搾乳も、家族経営がパイプラインであれば法人経営はミルクパーラーが多くなっている。これは当然でございます。それから、法人経営の雇用状況は以上のようになっております。

15ページでございますが、飼養の技術でございます。規模によって技術体系も若干異なります。いろいろな作業があるわけですが、牛のつなぎ方、搾乳等について整理いたしました。矢印で書いてございますように、どちらかというと規模が小さい、どちらかというと規模が大きくなっていくにしたがってどういう形態になるかということで、例えば牛のつなぎ方1つとっても、小さい規模であれば牛舎に縦にずっとつないでいくというか、並列につないでいくというつなぎ方式が圧倒的に多いわけです。大規模になると放し飼い(フリーストール)で、自由に牛を歩かせる方法。これはかなりの頭数を飼えるということでございます。

搾乳方法も、先ほど申しましたようにパイプラインミルクであり、一方はミルクパーラーです。

搾乳支援ということで見ますと、例えばつなぎ飼いであれば、搾乳ユニット自動搬送装置、長い名前なんですが、右側の真ん中の絵でございます。いわゆるスタンション方式で、牛が並んでおります。通常ですとその間を農家の方は重いミルクカーというのを担ぎながら次から次と搾っていくわけです。これが、上の方にレールが引いてありましてこの装置がミルクカーを運んでいくわけです。自動離脱といって、搾乳が終わると機械が勝手に先の牛の方に行って待っています。農家の方は大変作業がしやすいし、過重労働から解放されるということで、どちらかというと家族経営に合った装置でございます。規模が大きくなりますと、先進的なところになりますと搾乳ロボットがあります。人間が乳を搾るんじゃなくて機械が搾ってくれます。これは労働時間の削減になりますし、人間の都合で搾るんじゃなくて牛の都合で機械が搾ってあげるということで、1頭当たり乳量が増加するという効力を発揮するわけです。

それから育成の管理ですと哺乳ロボットがあります。子牛への哺乳は農家の女性の大事な仕事であるし、大変な仕事でございます。これを解放したシステムということで、哺乳瓶で牛に飲ませていたのを機械が飲ましてあげる。牛が近づくと一定量の乳を機械が吸い口から出して、牛はそれを飲む。これをやりますと牛の発育にバラツキがなくなり、非常に元気になる。事故率も少なくなるということでございます。こういった機械体系というのは、私どもでは内部化、内部の生産効率化という面で着目していく必要がある、進めていく必要があると思っております。

最後でございます。いろいろ多様な経営体があるわけでございますが、事例として法人化、放牧活用、高付加価値化という3つの切り口で示させていただきました。まず、法人経営。絵を見ていただくのが一番いいかと思っておりますが、熊本の例でございます。3戸の農家、若手でございます。現に酪農をやっているんですが、もっと規模を拡大したいということで、自分の経営をやりつつ新たに牛舎を建てて規模拡大した。既存の労働力をうまく配分しながら規模拡大した牛舎、大きな牛舎でございますが、その労働力を賄っているという例でございます。

下は集約放牧の事例で、北海道でございます。私どもは昼夜放牧と言っているんですが、夏になれば昼夜関係なく牧草地に牛を出して育てているわけで、まさに労働力の軽減とえさ代の軽減ということでございます。疾病も少なくなるということでございます。

3番目に高付加価値化。生産者の方は作ったものを自ら売りたいという希望が非常に多いわけでございます。これはその1つの例で、生乳をホモジナイズ処理しないというものです。牛乳は御案内のとおりホモジナイズするわけですが、いわゆる絞った牛乳という感覚で、「放牧牛乳」と称して350円で売らせていただいているとか、ミルクのジャムとか、クロテッドクリーム、これはパン、クッキーに付けて食べるクリームでございますが、こういうものを売って評判を得ている。酪農家にとって元気が出る1つのあり方ということでございます。

時間が経過して恐縮でございます。生産の方は以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして資料4の牛乳・乳製品をめぐる情勢(その2)につきまして、牛乳乳製品課長から御説明をお願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の松島でございます。先ほど生産と経営の部分の

お話を申し上げましたが、私からそれ以後の流通・加工、消費の部分について御説明したいと思います。

表紙をめくっていただきまして目次をごらんいただけますでしょうか。資料の構成でございます。まず流通部門で、流通の合理化とか、指定生産者団体の問題についてお話しした後、乳業を中心とする加工問題、それから右にございます消費として、消費動向なり安全性の問題、貿易の状況、最後に牛乳乳製品にかかわります制度の話を中心に御説明したいと思います。資料も大部で、論点もたくさんございます。できるだけポイントを絞って御説明したいと思います。

1ページをあけていただけますでしょうか。需要に応じた計画的な生乳生産となっております。左の図に需要と供給を線グラフで、脱脂粉乳とバター在庫量を棒グラフで整理しております。昭和54年から乳価の安定等を図るために生産者団体が計画生産を実施しております。過去3度ほど減産型の計画生産ということで、搾乳頭数の削減とか、生産された生乳を飼料用に回すという形で減産をしているということでございます。生乳につきましては需給が緩和いたしますと最終製品であります脱脂粉乳、バターの在庫が積み上がるという形で結果があらわれてきますので、在庫の水準を見ていただきますとそこがよくわかります。斜線を引いた部分が減産型の計画生産を実施したところでございますが、それ以降、在庫が急減いたしますと、減産が在庫の減という形で結果を出しているということであろうと思います。

最近の状況でございますが、御案内のとおり脱脂粉乳の在庫問題が非常に大きな問題になっております。このグラフの右の方、脱脂粉乳の在庫が急激に積み上がっておりまして、15年度末で9万3,000トンということでございます。特異な在庫の積み上がりで、バターの方は減少している。これは脱脂粉乳の消費の減に起因する需給の緩和ということでございます。詳しくは後ほど御説明します。

こういった状況のもとで16年度の計画生産というものを生産者団体が決めたわけでございますが、その状況をあらわしたのが右の図でございます。15年度の実績に対しまして単純に需要量を積み上げますと、749万トンとございますが、前年に比べて3%を超える減産が必要になってくる。ただ、こういった減産をいたしますと生産者の意欲がそがれるということで、今年度につきましては図の吹き出しにございますように、生産者団体と乳業メーカーが連携して新しい脱脂粉乳の需要の拡大を図るということで、その分については計画生産に上乘せる形で設定するという計画生産が決められております。2万トンを目指してということでございますが、2万トンがそのまま計画生産に上乘せになりますと大体前年と同じレベルの生産が可能になるということでございます。

2ページをおあげいただけますでしょうか。2ページは計画生産の中でどういう問題があるのかということで2つ論点を示しています。まずは地域間のアンバランスという問題がございます。前半でも御説明しましたが、生乳の生産地域と消費地域がアンバランスなことでもあります。左の上の線グラフにございますように、都府県の生産数量は毎年減少してきております。そうした中で、関東とか近畿圏といった大消費地の需要を賅うために北海道や九州から相当量の生乳が移出されている。例えば九州からは30万トン弱、生産量の大体36%、北海道からは70万トン、生産量の大体20%でございますが、これが消費地に向かって毎年移出されている。特に北海道と本州の間は海がございまして、船を使って

移出しているわけですが、これが限界に達してきているという問題が1つございます。

それに加えて、2つ目の論点として季節間のアンバランスという問題がございます。右の線グラフでございますが、需要と供給の線をそれぞれあらわしております。御案内のとおり、夏場は飲用需要が増すという形で需要が増える。それに対して夏場は牛の夏バテということもありまして生産が減るという中で、季節的な需給の不均衡が生じています。夏場には飲用需要があるにもかかわらず、生産が追いつかないチャンスロスが発生するのに対しまして、冬場においては生産が需要を上回り、余乳という形で脱脂粉乳、バターが生産されるという形になっているということでございます。先ほどの計画生産というのは年間を通じた計画生産でございますが、通年の計画生産では季節ごとの需給変動に対応ができなくなっている、という問題がございます。

こういった問題に対応するために、一番下にございますように、需給見通しというものをより精緻なものにしていくとか、各地域ごとの需給調整、生産地と消費地との間での需給調整というものをもうちょっと精緻にやっていくということ、それから需要期に生産を拡大するという形で対応していく必要があるのではないかと考えております。

続きまして3ページでございます。余乳という問題が需給の中にごございます。計画的に作る脱脂粉乳、バターとは別に、日々の、または季節単位の需給不均衡から不可避免的に発生する加工仕向け生乳ということで、上に4つの箱がございますが、一番左にございますように、余乳発生量は需給調整がうまくいくにしたがって徐々に減ってきてはおります。ただ全くゼロにするわけにはいかない。それから、2つ目の箱にございますように、余乳の減少に伴い、余乳を処理する乳製品工場が減少してきております。処理量が減ってきますと処理コストも上がりまして、3つ目の箱にございますが、北海道で生産する脱脂粉乳、バターに比べ、都府県の余乳処理はコストが2割ほど高い。それから、生産者側から見ますと、余乳で販売される生乳については飲用向けの半分程度の所得しか得られないといった問題がある。

こういった問題に対応するため、計画生産の中で余乳の発生を極力減らすことに加え、下の図にございますように、余乳処理工場の近代化ということで効率性を上げたり、大型のクーラーステーションというものを整備して余乳の発生を間接的に減らすという解決策、それから余乳の発生に伴う生産者の所得減に対して何らかの政策的な手当て、現に今「とも補償制度」という減収分を補填する制度がございますが、そういったものを今後とも行っていく必要があるのではないかと。さらに、一番下にございますように、年間を通じて一定の加工処理を行うことによる余乳処理コストの削減ということです。生産地から消費地に対して飲用需要を見込んで生乳を送っているわけですが、見込みが多少でも狂いますと、多過ぎれば余乳の発生になりますし、少な過ぎればチャンスロスにつながるといことで、例えば一定の加工分を織り込んだ形で、定量を生産地から消費地に移送することで処理コストの削減を図ったり、チャンスロスをなくすという方法もあるのではないかと考えております。

続きまして集送乳コストの点でございます。この図を見ていただきますと、酪農家から乳業工場までどういう形で生乳が運ばれるかが示されております。酪農家から集乳ローリーで集めまして、クーラーステーションを経て送乳ローリーに転載され乳業工場に運ばれ

る。乳代は乳業工場の入り口で設定されておりますので、集送乳の経費については乳代から差し引かれる形で最終的な酪農家の所得という形になっている。この図で示しておりますのは都府県の1つの例でございますが、それぞれの農協等の組織が手数料なり輸送経費を実費という形で差し引いていることを示しております。

ただ、集送乳につきましては、下の箱に書いておりますように地域格差が非常に大きいという実態がございます。合理化が進んでいるところとそうでないところという面もあると思います。例えば上の図のところに吹き出しで書いてございますが、農協が自らローリーを所有するとか、クーラーステーションの規模が小さいとか、農協のエリアが入り組んでおり集送乳路線が錯綜しているといった問題、また、上の吹き出しにございますが、集送乳経費の一部が組織の運営財源に充当されているような問題もあるということで、なかなかこの部分の合理化が進んでいないという認識を持っております。先ほどお話ししましたように、酪農家に支払われる所得というのは乳業メーカーから支払われる乳代から集送乳経費を控除したものでございますので、集送乳経費の合理化が酪農家の所得という面で非常に大きな要素になるのではないかと考えております。

下段が2段階という形で比較的合理化が進んでおります北海道の例を参考までに示してございます。この課題については、楕円のところにございますように、合理化を進めるために計画的に集送乳路線の削減するとか、クーラーステーションの整備計画といったものを設定して、コスト削減を図っていくことが必要ではないかと考えております。

続きまして5ページでございますが、集送乳の合理化に関連して幾つかデータをお示しております。左上の図が農協や農協連の数、それから1団体当たりの酪農家の数でございます。徐々に農協数は減ってきておりますが、1団体当たりの酪農家数は横ばいでございます。言葉を変えれば、酪農家の減少に伴って自然体では団体が減ってきておりますが、積極的に再編・統合が進んでいるという状況ではないのではないかと見ております。

右の図がクーラーステーションの設置状況でございます。徐々にではあります、1クーラーステーション当たりの処理量は増えておまして、規模拡大が徐々に進んでおりますが、まだまだこの部分についても十分ではないのではないかと考えております。

下に優良事例ということで、これはいずれも関東圏の事例でございますが、例えばA県では農協組織の再編が行われまして、役員数を減らし、施設の統合、集送乳路線の合理化が行われた結果、乳量1kg当たり1円50銭を上回るコスト削減が行われている。また、右のB県の例でございますが、これも同様に農協組織の再編を行った結果、ローリーの数を減らしたり路線数を減らすという形で1kg当たり50銭の削減を行っているということで、こういう合理化を行えば目に見える形で経費の節減を図れる、という事例を示したということでございます。

続きまして6ページでございます。集送乳等を担っている指定団体でございますが、機能強化という表題で簡単に論点を御説明しています。真ん中に日本地図がございまして、平成13年に広域化というものが進められ、従来47指定団体があったものが、現在10指定団体、8ブロックと北海道と沖縄という形になっております。その中で、枠の中にございますように、ブロック内の生乳流通については指定団体が一元集荷・多元販売を実施する。また、ブロックを越える生乳流通については全国団体へ委託するという形で需給調整を行っていくということが決められたわけでございますが、左下の問題点という枠の中にござ

いますように、一元的な管理というものが実質的には進んでいない。指定団体が統合された後も県連等が引き続き集送乳や乳代を管理している場合もまだまだ多い。その結果として、流通コストの削減とか販売手数料の削減といった指定団体の広域化の成果が必ずしもあらわれていないという問題、また、それぞれの団体ごとに引き続き別々な乳価を設定しているという実態もありまして、それが乳代のプール化の阻害要因となっているという問題点もございます。

そういった問題点に対して生産者団体自ら、右の中期目標にございますように、指定団体の機能強化を進めていこうと、例えば配乳権を指定団体に集約するとか、集送乳経費、乳代をプール化するとか、指定団体と県連、単協の役割分担を明確化するという形で中期目標を設定しております。これは昨年の末に設定されていますが、これを踏まえ、各指定団体が今年末までに中期計画という具体的な計画を作り、2年間かけて合理化を進めていくことになっています。行政としてもこれを支援していきたいと考えている次第でございます。

7ページでございます。指定団体制度にかかわる制度の変更を価格形成という面から整理したものでございます。左のボックスが旧制度、右のボックスが新制度になっておりますが、旧制度について簡単に御説明しますと、従来、加工原料乳制度の中で基準取引価格ということで加工原料乳の価格を行政が決めておりました。その結果、需給が十分には反映できなかったという面がありましたし、生産者にとっては市場価格に対する意識が十分に醸成されなかったという問題もございます。また、そのことを背景としまして生乳取引に関する情報、そもそも集送乳の経費がどれほどかかっているとか、乳代がどうなっているかといった問題についても必ずしも生産者に情報が提供されなかったという実態があったのではないかと考えております。

また、乳成分価値への偏重とございますが、例えば乳脂肪率に対する価値の偏重というのがございまして、生産者は購入飼料を多給して乳成分を上げていく。その結果、現在ほとんどの牛乳は成分無調整という形で供給されておりますが、結果として生産者も乳業メーカーも、また消費者も、必要以上の高いコストを払っているという実態もあるのではないかと考えています。

13年から新たな酪農乳業大綱のもとで新しい制度ができたわけでございますが、行政価格が廃止され、市場で価格を決定しようということで、生産者の市場価値に対する意識の向上とか、酪農乳業情報センターが中心となりまして需給や価格動向といったものを提供するという形で、着実に新制度が定着しつつあるという実態にあらうかと思えます。ただ、乳製品の価格が市場実勢を反映して決定されているかということ、まだまだ硬直的な部分があるのではないかと、それから、指定団体から生産者に提供される情報についても不十分な点があるのではないかと、それから、最後に指摘をしました乳成分取引の問題についても十分な議論がされていない、といった論点もあらうかと思っております。

そういった中で、右にございますように、指定団体がさらに生乳取引に関する情報の開示を進めていくという課題、それから、中央にございます酪農乳業情報センター、現在、日本酪農乳業協会という形で衣替えされておりますが、そういったものの情報提供能力を強化していかなければいけないという問題、最後に乳成分取引の議論をさらに深めていかななくてはならない、こういった課題が残されているのではないかと考えております。

続きまして乳業の合理化という点でございます。右の乳業再編の事例というところを見ていただきますと、乳業工場、まだまだ零細なところが多い中で、全国各地で複数の工場を廃止して、統合して新工場を設立するという動きも見られております。この結果、処理量が増えるのとあわせて労働生産性も向上しているということでございます。

酪肉近代化方針の中でも乳業工場数の削減目標というのを設定しております。左の折れ線グラフが目標と実績でございます。数の面から言いますとおおむね目標を上回る趨勢で削減されてきておりますが、実際のコストといった面を見ますと当初の予定どおり削減されていないのではないかと。

それから、左下のグラフでございますように、大手企業と中小企業では稼働率の差が非常に大きく出てきております。大手企業は比較的高い稼働率でございますが、中小については5割を切る稼働率という問題もある、ということでございます。

9ページでございます。これは乳業再編のうち北海道の乳製品工場でございます。右の北海道の地図に乳製品工場の位置が示されておりますが、今21の乳製品工場がございます。国際化ということを考えますと脱脂粉乳、バターの価格をできるだけ国際価格に近づけていくことが必要かと思いますが、なかなか乳製品工場については統合が進まない。左の図で一応目標ラインには入っているんですが、これも飲用の仕向け量が乳製品向けを上回ったことに伴う統計上の位置づけの変更ということで、実質的には統合が行われていないという状況でございます。

乳業界自身もその点については問題意識を持っておりまして、真ん中の四角でございますように、いろいろなコスト削減のシミュレーションをして先般も報告書が出ています。ただ、シミュレーションにとどまっておりますので、具体的な計画を作って進めていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

それから10ページでございます。乳業工場につきましては、全く異なった観点でございますが、酪肉振興法の中で新しい乳業工場を設置する場合には承認行為が義務付けられております。左下の表でございますように毎年10件から20件程度承認されておりますが、規制緩和委員会から、承認制度といったものが新しい製造施設の設置の制限につながる可能性があるのではないかと指摘がございまして、これについては基準を作るなりして、適切な運用を図りつつ乳業工場の再編を進めていく必要があるのではないかと考えております。

続きまして11ページでございます。乳業工場の再編の背景となっておりますコストの問題をここで御説明しております。左上の棒グラフが乳製品の比較で、日本、アメリカ、フランス、ニュージーという4カ国を表記してございますが、最も世界で競争力が高いと言われておりますニュージーランドに比べ、脱脂粉乳でいいますと3倍弱、バターでいいますと7倍以上の価格差があるということでございます。

右下にございますように、生産コストの8割を生乳代が占めているということで、価格差の要因として生乳の価格差が非常に大きな要素として、右上の図にございますように、例えばニュージーの生乳価格と我が国の総合乳価を比べますと4倍違うということでございます。ただ、生乳代の差ばかりかということ、そうではなくて、左下の表は乳業工場数の変遷と平均処理規模を出しておりますが、欧米諸国に比べて日本の乳業工場の再編・合理化といったものはペースが遅いのではないかと。それから、1工場当たりの処理量を見まし

ても、まだまだ日本の処理量というのは規模が小さいといった問題があるのではないかと考えております。

続きまして消費の問題でございます。まず最近の食の安全に向けた取り組みでございます。12年に牛乳に関して発生した食中毒事故を契機としてさまざまな改善措置が講じられております。左にございますように表示の見直しといったものもございます。皆様のお手元にミルクが配られておりますが、平成13年には生乳100%のもののみを「牛乳」と称することができる。それから生乳の使用割合表示といったものを制度化する。それから15年の6月には、種類別名称の区分変更でございますが、脱脂乳とか低脂肪乳といったものについて、生乳100%のものについては成分調整牛乳という中で脱脂牛乳とか低脂肪牛乳と呼称することができるといった見直しを実施してきております。そういったことを通じて消費者にその製品の内容に関する情報を正確に提供するという試みが行われてきています。それから、HACCPにつきましても近代化方針で目標ラインを設定しておりますが、それを若干下回っておりますが、着実に承認工場の数が増えていくということでございます。

それから、安全性の関係でトレーサビリティという問題が最近大きな論点になっております。13ページでございます。上段に今どういう形で牛乳の安全確保のための記録なり検査が行われているかを図で示しております。酪農家から集乳車で牛乳を出しますが、その段階で検査を実施し、酪農家ごとにサンプルを採取する。それからクーラーステーション、乳業工場といったそれぞれの出入りの段階で検査を実施しまして、最終的に製品となったものは配送センター、小売店を経て消費者に行く。検査に加え、それぞれの段階で流通に伴う記録を付けております。

検査と記録の2つの手法で安全性を確保しているわけでございますが、下の欄にございますように、何らかの事故が発生した場合にはパッケージに書いてあります製造工場なり賞味期限、商品名、それから、大手乳業ではほとんど記号化して製造ラインとか製造時間というものがわかる形になっておりますので、これによって事故原因を共有する商品がどこにあるのか直ちにわかる仕組みができ上がっているということでございます。その結果、迅速に製品の回収を行う。また、事故の原因が生乳にある場合には、酪農家ごとにサンプルが保存されておりますので、そこまでさかのぼりまして原因を特定し、改善措置を講ずることができるといった形で、牛乳についてはトレーサビリティというものができ上がっており、安全性を確保しているということでございます。

それから、最近、例えば生産にかかわる情報にアクセスできるといったものもトレーサビリティと呼ばれております。これについては、牛肉については法律上義務化されて、制度化されておりますが、生乳についてはなかなか難しい問題があります。といたしますのは、この図にございますように生乳は生産されてからクーラーステーションに入り、乳業工場加工されて最終的に消費者に渡るまで多くの牛の乳が合乳される形になっております。これは1つの例として示していますが、都府県の標準的な場合ですと、1本の牛乳に数千頭分の生乳が合乳されている。こういう中で生産履歴までさかのぼるのは非常にコストがかかりますし、難しいのではないかと考えているところでございます。

ただ、15 ページにございますが、そういった中にありましても差別化という観点から中小乳業の中で後者の意味でのトレーサビリティというものを実現している例もございます。左の写真は北海道の乳業メーカーの例でございますが、パッケージ番号をホームページに打ち込みますと生産履歴情報、例えば生産者の氏名とか、飼養規模、どういった飼料を与えているのかといったものが出てくる。流通段階でどういう温度管理がされているかということもわかるという形でトレーサビリティというものが実現されている。私どもが承知する限り4社でそういった意味でのトレーサビリティを導入しておりますが、上の表に整理されていますように、酪農家の数が非常に少ないところでしか実現されていないとか、小売り価格もかなりコストに見合って割高になっている。したがって、大規模な工場においてこういった意味でのトレーサビリティを実現するのは障害がたくさんあるのではないかと考えております。

続きまして消費の動向でございます。牛乳乳製品全体の消費はほぼ横ばいでございます。左の棒グラフで飲用牛乳、乳製品と分けておりますが、いずれも横ばいということでございます。ただ、その内訳を見ますと、右の折れ線グラフでございますが、加工乳といったものについては大幅に減少している。9年対比で14年では半分強まで減ってきている。他方、ヨーグルトについては、健康ブームといった中で伸びが著しい。飲用牛乳については、おおむね横ばいでございますが、下の図でございますように、最近、茶系飲料とかスポーツ飲料等々もございまして、そういったものとの競合で消費が伸び悩んでいるという状況でございます。

次に17ページでございます。乳製品の動向でございます。乳製品については、左の図にございますように脱脂粉乳の消費が落ち込んでいる。他方、高級志向等もありまして生クリームの消費が増えているということでございます。これを輸入・国産に分けたのが右の帯グラフで、徐々にではありますが輸入が増えてきているということでございます。

輸入の何が増えているかといいますと、右上のグラフにございますように、チーズ以外はおおむね横ばいでございますが、チーズはここ5、6年は輸入が伸びている。他方、国産につきましては、右下の折れ線グラフでございますが、生クリームの大幅増、それから特定乳製品、脱脂粉乳、バターでございますが、これは減少しているということでございます。

18ページは消費拡大といったテーマで整理しております。まず右上の折れ線グラフを見ていただきますと、1人1日当たりの牛乳の飲用量でございます。若い世代、13～15歳、16歳～19歳は比較的高い消費でございますが、それ以降は男性、女性とも大変落ち込んでいる。これは、吹き出しにございますように、若い世代は学校給食がございまして消費が維持されている面があるかと思えます。

左の棒グラフと折れ線グラフでございますが、カルシウムの摂取構成比でございます。棒の部分がそれぞれ世代ごとのカルシウムの摂取量で、折れ線グラフが厚生労働省が定めているカルシウム所要量でございます。これを見ていただきますと、14歳までと高齢者、60歳以上はおおむね充足されておりますが、15歳以降、青壮年期は十分なカルシウムが摂取されていない。どういった食品から摂取されるか示されておりますが、これを見ていただきますと、乳類、豆類、魚介類、穀類、野菜といろいろございますが、世代ごとに豆類、魚介類といった牛乳以外から摂取している部分はほとんど変わっておりません。それに対

して、先ほども御説明しましたが、乳類から摂取するカルシウムが15歳を境に急減しているという状況でございます。言葉をかえれば日本の栄養面から見たカルシウムの摂取不足が牛乳の15歳以降の摂取の減少に起因するという言い方もできるのではないかと思います。

ちなみに、カルシウム所要量を満たすために、牛乳でそれぞれの世代の方が摂取していただくと、どの程度需要が伸びるか試算してみますと、約300万トン需要が増えるという試算もでございます。冒頭御説明しましたように、我が国の生産量840万トンで、現在、飲用が510万トンですから、300万トンの需要増があれば我が国の生乳生産はすべて飲用に回るといった非常に大きな潜在的な需要があるのではないかと考えております。

右下の黄色いところでございますように、最近健康志向が非常に強うございますし、牛乳のいろいろな機能の科学的な知見が集積されております。そういった中で、一番下でございますように、牛乳のカルシウム供給源としての効用とか、多様な飲み方、その機能といったものに注目して普及・啓発を推進していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

続きまして19ページでございます。国際化への対応という表題になっております。生乳のうち5割以上が飲用向け、4分の1が脱脂粉乳、バターに向けられていますが、それ以外に2割弱が生クリーム、チーズ、発酵乳に向けられております。

右の棒グラフは北海道の例でございますが、それぞれの生乳取引価格が整理されております。生クリーム、発酵乳、チーズについては飲用向けよりも相当安い価格で取り引きされております。脱脂粉乳、バターにつきましては違った色で整理しておりますが、補給金というものを給付することにより価格の不利性を補填している。ただ、後ほど簡単に触れますが、発酵乳、生クリーム、チーズにつきましても予算制度で奨励金を交付しております。実際にはこれに上乗せする形で生産者には支払われている。奨励金を交付することによって需要の拡大を図り、国産の優位性が保てる需要というものを喚起して将来の国産化への対応をしていきたいと考えているところでございます。

20ページを見ていただけますでしょうか。生クリーム、発酵乳、チーズというのは制度の発足の経緯が異なるものですから、それぞれ制度の中身はばらばらですが、例えば生クリームについては、制度発足前の数量を基準年度として、増えた分について奨励金を交付するという形で生産拡大を図っております。その結果、右の図にございますように制度発足以降、仕向け量が2倍まで増えている。非常に効率的に奨励措置が講じられているということだろうと思っております。

21ページは発酵乳でございます。同じように基準年度を設け、増分に対して奨励金を交付するという形にしておりますが、これも、12年から始まっておりますが、わずか4年間で2倍に処理が増えているということでございます。

22ページはチーズでございます。チーズについては歴史が古く、昭和62年に加工原料乳補給金の対象から除外した際にこういった制度を設けておりますが、同様に奨励金を交付して国産チーズの生産を奨励しております。その結果、15年段階で制度発足当初に比べて5割の生産増という形になっております。

国産チーズにつきましてはもう1つ、後ほど御説明しますが関税割当制度、抱き合わせ制度と言っておりますが、国産ナチュラルチーズを使用する場合には、国産1、輸入2.5と

なっていますが、そういった形で使用していただくことを条件に輸入チーズを無税にするという制度がありまして、そういう手法で国産チーズの消費拡大を図っている。下の試算でございますが、抱き合わせの結果、最終消費の価格がどうなるかということですが、輸入品を使うよりも28円安くできる。乳業者にメリットを提示することによって国産ナチュラルチーズの消費拡大を図っているということでございます。

23ページ以降は貿易の問題でございます。冒頭も説明がございましたが、約7割が国産で、輸入が3割。そのうち3分の2がチーズでございます。主な輸入先国としては、やはり豪州、ニュージーランドのオセアニアが強うございまして、それ以外にEU、アメリカという形になっております。

24ページは輸入制度を整理しております。上の箱の中を見ていただくと、UR合意により、それまでIQ、輸入制限をしていたものをすべて関税化しております。関税化品目につきましては、にございますように過去の輸入実績をもとにアクセス数量を設定し、農畜産振興機構が国家貿易で輸入する部分と、用途指定をして民間で輸入する部分という2つの枠組みの中で運営しているということでございます。なお、チーズとかアイスクリームとか、乳成分の低い乳調製品といったものはUR前から自由化されておまして、20%から40%の関税水準という形になっております。UR合意に基づき、関税率は6年間で15%削減してきております。現在はその実施期間を終わっておりますので、15%削減された水準で横ばいになっているという状況でございます。

25ページでございます。先ほど御説明した制度の中で具体的にこういった関税水準が適用されているのかというのが上段の図でございます。左の2つは一次税率で入る部分でございますが、これについては比較的安い関税率で輸入されております。それに対して、左記によらない部分、二次税率と言っておりますが、これについては、脱脂粉乳が21.3%に加えることのキロ当たり396円、バターが29.8%に加えることのキロ当たり985円という形で高い関税率が設定されている。

その右に参考として内外価格差が提示されておりますが、二次税率を従価税として換算しますと、脱脂粉乳で220%ぐらいの関税率、バターで560%程度といった水準であろうと考えております。

下に牛乳乳製品の貿易の特徴というのがございます。牛乳乳製品の貿易を考える場合、左の上段にございますように、牛乳乳製品は品質面で国産品の優位性というのがそれほど多くない。野菜や果実、肉もそうかもしれませんが、品質面を強調することによって国産品の消費の維持ができるわけでございますが、牛乳乳製品につきましては、一部フレッシュさが求められる生クリームとかいったものを除けばなかなか難しいのではないかと。特に原材料である脱脂粉乳、バターというものは、内外価格が逆転しますと輸入が急増する構造にあるという問題が1つございます。

それから、下段にございますように、脱脂粉乳とバターは相互に副産物となっております。したがって、どちらか一方でも輸入される形になりますと片方が生産ができなくなってしまうという特色があるということでございます。

続きまして26ページでございます。そういった制度のもとで具体的にこういった量が輸入されているのかというのが左の図でございます。これを見ていただきますと、脱脂粉乳、バター、ホエイ等々、ほとんどが機構による輸入または民間TQという一次税率のもとで

の輸入でございます。高い二次税率を払って輸入している部分というのは極めて限られているという実態でございますが、御案内のとおりWTO農業交渉といったものが進んでおります。その中で大きな論点として関税上限を設定する、どの程度の水準なのかはまだわかりませんが、一定の上限を設定するということが輸出国から強く主張されている。また、アクセス数量の拡大といったものも提案されております。一次輸入で輸入されている量をアクセス数量と言っていますが、その部分を拡大すべきだという主張でございます。今後WTO農業交渉がどういう決着になるかは予断を許しませんが、仮に関税上限を設定した場合等にどういう結果が生じるのか、右の部分で「最悪のシナリオ」という形で整理しております。

まず、貿易されておりますのはほとんどが脱脂粉乳、バターでございますので、乳製品の輸入急増という形で影響としてあらわれるのではないかと。その結果として乳製品工場も立ち行かなくなり、乳製品の原料を作っております北海道の加工原料乳というものが行き場を失ってくる。その結果、従来加工原料乳に仕向けられたものが飲用向けに仕向けられる。そうしますと全体として需給が緩和して価格の低落、その結果酪農生産規模の縮小につながるのではないかと。こういった事態にならないようにWTO農業交渉の中で必要な主張をしていくということであろうと思っております。また、国際交渉の上での主張とあわせまして、将来の貿易の拡大に備えてさまざまな形で国内生産の体力をつけておくということも重要ではないかと思っております。

27ページでございます。冒頭御説明しました脱脂粉乳対策とも関係するんですが、粉乳調製品の輸入動向でございます。粉乳調製品というのは脱脂粉乳と砂糖、デキストリンといったものを混ぜ合わせたものでございますが、これについては従来から自由化品目で、30%弱の関税率で輸入されております。これが、左のグラフでございますように、平成7年前後から脱脂粉乳の需給がタイトになったことを受けまして、毎年輸入が増えてきております。直近では脱脂粉乳換算約4万トン程度の粉乳調製品が輸入されているということでございます。

ただ、直近1年間の動向を見ますと、右の折れ線で示しておりますが、昨年11月以降、輸入は急速に減っております。これは先ほど御説明しました脱脂粉乳対策という中で、生産者団体が乳業メーカーに、粉乳調製品に対抗し得る価格で脱脂粉乳を生産できるように、生乳を安い価格で提供する仕組みが合意されており、その結果、徐々に粉乳調製品の輸入が抑制されているというふうに見ております。

それから、最後に制度の問題でございます。これについては改めて御説明する必要はないかもしれませんが、平成13年に制度改正をいたしまして、加工原料乳制度について、従来の不足払い制度から固定支払という形に変えております。従来は乳業者の支払可能乳代と、生産者に保証する保証価格というものを行政が決めまして、その差額を補給金という形で交付しておりましたが、13年度から補給金については別途、生産費の動向を見ながら固定的なものとして支払う。加工原料乳価については生産者と乳業メーカーが相対で決めるという形で、市場原理を導入するということで制度改正が行われております。

それに関連して、右の図でございますように、価格を市場に委ねることから、価格の低下に伴う生産者の所得を補填するという観点から経営安定対策というものの、具体的には過去3年間の取引価格を当該年度の取引価格が下回った場合にはその8割水準まで補

填するという仕組みが導入されております。

29 ページが昭和 41 年から行われている加工原料乳制度の評価です。上に棒グラフで補給金交付額と単価の推移とございますが、御案内のとおり補給金単価を、生産性の向上などに見合った形で毎年削減してきております。その結果、財政負担といったものも、ピーク時には 480 億円近くございましたが、現在では 220 億円程度という形で削減してきています。こういった補給金制度の効果もございまして生乳仕向けについても安定的に推移しているということだろうと思っています。

それから、左に酪農経営の指標ということで前半説明した点を簡単に総括してございますが、酪農については他の作物に比べて、所得、主業農家の割合、後継者の問題といったものも非常に優秀な成績でございます。こういった優良な経営が育っている 1 つの要因として補給金制度が有効に機能したということもあるのではないかと考えております。

下に評価というものを簡単に図化してございます。農業政策の方向として担い手への集中とか、市場評価を反映した価格形成とか、国際規律への対応といったものもございまして、これまで財政負担といった面でも効率化が図られておりますし、主業農家も育成され、規模拡大も進んでいる、価格決定に市場原理が導入されているということで、制度が有効に機能しているという評価でしょうか。ただ、一方で飲用向けと加工向けの乳価の格差が引き続き存在するという課題は残されているということだろうと思っています。

最後になりましたが、主な補助事業ということで、加工原料乳補給金制度に加え、酪農振興のための補助事業を整理しております。左の図にございますように、生乳の需給安定ということで整理されている 3 つの事業、先ほど御説明した生クリーム、発酵乳、チーズ向けの奨励金の制度に加え、土地利用型酪農推進事業として 1 頭当たりの飼料作物作付面積の水準に応じて奨励金を交付するという制度もございます。

こういった制度が 17 年度に終期が参ります。この事業につきましては、右にございますように、国際化への対応とか、需給調整の強化とか、厳しい財政事情のもとでどのように効率的な事業を進めていくか、また、最後にあるように、畜産環境問題への対応ということで土地に立脚した酪農生産をどう育成していくのか、こういった観点から事業体系を見直していく必要があるのではないかと考えております。

時間を大幅に超過しまして申しわけございませんでしたが、以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

次に参考資料 1 でございますが、食料・農業・農村政策審議会企画部会の検討状況について、畜産総合推進室長から説明をお願いいたします。

水田畜産総合推進室長 畜産総合推進室長の水田でございます。参考資料 1 に基づきまして食料・農業・農村政策審議会、本審議会の企画部会におきます検討状況についてかいつまんで御説明を申し上げます。

右下に通しページを手書きで打っておりますが、3 ページをお開きいただきたいと思っております。これまでの審議日程についてでございます。

本審議会の企画部会におきましては、品目横断的政策への転換、農業環境・資源の保全、担い手・農地制度のいわゆる主要 3 課題につきまして夏までに整理をするということで進めているところでございます。この中で畜産、酪農、あるいは畜産企画部会に係る事柄について御説明、御紹介をしたいと思います。

4ページをお開きいただければと思います。第9回の企画部会に提出されました4月26日の資料でございます。経営安定対策（品目横断的政策）についてということでございます。

6ページをお開きいただければと思います。全体の考え方として、上の箱の中に3つございます。この2つ目ののところに、土地利用型農業について、諸外国との生産性格差が大きく、特に畑作では輪作作物の組み合わせ、水田作では米と転作作物との組み合わせにより、複合的な経営となっている。こういった経営を対象に品目横断的な政策の導入を検討しているということでございます。他方、その下にございますように、野菜、果樹、畜産等部門専門的経営が多い品目については、基本的に既存の品目別制度の見直しにより対応することが適当とされているところでございます。

資料の18ページをお開きいただきたいと思います。左下に図がございます。営農類型別に見た農業粗収益の割合でございますが、一番下に畑作、その上に水田作がございます。先ほど申し上げましたように、畑作、水田作においては複数作物の組み合わせにより収入を得ているということでございますが、その上の肥育牛、酪農、あるいは果樹、野菜につきましては、部門専門的、単一の部門から所得のかなりの部分を得ているということで、こういった部門ではそれぞれの制度の見直しで対応するというところでございます。

具体的には、畜産については21ページに整理されております。右側の半分から上のあたりに課題が整理されております。1つは安全・安心な国産畜産物の需要の高まりということで、アメリカでのBSEの発生、あるいは鳥インフルエンザの発生により、安全・安心な国産畜産物に対する関心が高まっている。

そういった中で、その下の国産畜産物の安定供給の課題ということでございますが、肉用牛の関係について、肉専用種の繁殖農家につきましては生産基盤の強化が必要だということでございます。それから、乳用子牛につきましては保証基準価格の算定方式等のあり方について検討が必要である。その下でございますが、牛乳関係につきましては脱脂粉乳の需要拡大、あるいは液状乳製品とか発酵乳向け生乳の仕向け量の拡大を図ることが必要といった課題がございます。

こうした課題を踏まえまして、今まさに畜産企画部会で議論されているわけでございますが、来年3月の策定をめぐり、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の見直しについて審議されているということでございます。こういった中で、畜産物の安定供給、あるいは担い手の農業者の経営の安定といった観点から制度や対策のあり方を畜産企画部会で議論していただきたいということでございます。

そういったことを本審議会の方で、資料を提出いたしまして説明をしているところでございます。今回、先ほど牛乳乳製品課長から説明がございましたが、資料4の牛乳・乳製品めぐる情勢（その2）におきまして加工原料乳生産者補給金制度等に関する資料を用意し、御説明させていただいたところでございますので、それを踏まえて御議論していただければと考えているところでございます。

なお、22ページから23ページにわたり、主要3課題の主な論点という資料がありますが、5月24日に開催されました企画部会でこれをもとに議論がされております。こういったことを踏まえつつ中間論点整理に向けてさらに議論を重ねることとなっております。そのスケジュールとしては、前に戻っていただきたいんですが、2ページに今後の日程に

ついてという資料がございますが、中間論点整理に向けた議論を今後行いまして、7月30日に企画部会としての中間論点整理を主要3課題について行い、8月の中旬には本審議会に報告をすることとなっております。秋以降の日程につきましては、来年の3月を目途に食料・農業・農村基本計画の見直しを行うということで動いておりますので、主要3課題以外の自給率等々の課題につきましても秋以降に議論されることになっているところでございます。

以上、簡単でございますが御紹介をさせていただきました。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、資料5の第2回畜産企画部会委員要求資料につきまして、草地整備推進室長並びに需給対策室長から御説明をお願いいたします。

原田草地整備推進室長 草地整備推進室長の原田でございます。資料5で各委員からの要求資料を御説明いたします。

1ページでございます。中村委員から、前回の飼料自給率の議論の中で、飼料自給率の向上を伴わない畜産物の増産は食料自給率を低下させると言っているけれども、必ずしもそうではないんじゃないかという御質問がございました。簡単に整理したのがこの絵でございます。

左側が前回お示ししたもので、現状を示しております。今は牛肉の場合39%が国産ですが、これを1%上げた場合に、増産に必要な飼料をすべて外国産で賄うとどうなるかというのが右側の絵でございまして、39が40になる。自給飼料による部分がちょっと減りまして、輸入飼料による部分が増えるという中で、計算式で数字を入れますと、カロリーベースの自給率、黄色い四角にあります。現状の10.53%が10.53%。数字が入れかわるだけで、基本的には変わらないということでございます。

次のページですが、前回の議論の中で飼料自給率の寄与度を簡単に御説明したんですが、改めて整理いたしました。現在、飼料自給率は24%でございます。これは畜産を通したカロリー自給率でいいますと2.5%に相当します。飼料自給率を5%上げますと29%になりますが、カロリー自給率では3%。10%上げたときには、34%の飼料自給率ですが、カロリーベースでは3.5%ということで、右に書いてありますように、飼料自給率の10%の向上がカロリー自給率では1ポイント、10分の1の寄与率になるということでございます。飼料自給率を上げることは大事なんですが、カロリー自給率という形を通しますと寄与率はその程度になっている。これは事実関係ということでございます。

3ページでございます。増田委員から、ふれあい牧場の内容についてもう少し詳しい説明をというお話がございました。「ふれあい牧場」と称しておりますが、公共牧場を中心に畜産、家畜とふれあう機会を提供している牧場という割と緩やかな定義でございます。右の表を見ていただきたいんですが、現在164牧場あります。所有形態では、縦のラインですが、都道府県が14%、市町村が58%ぐらいで、自治体が所有している例が多くございます。ただ、管理を委託している例が多くございまして、管理方法を見ますと、一番下に割合がありますが、市町村で3割、農協、公社で2割、2割ということで、いずれにしてもサラリーマンがやっているということで、限界もあるということです。

活動が下に書いてございますが、非常に幅広く、いろいろな活動をしております。バターづくり、搾乳、ファームステイ等、いろいろなことをやっているということで、参加者

の期待もそれなりに高いんですが、プログラムを充実していかないとリピーターにはこたえられないといえますか、浅く広くというところがあります。参加者からも、時間が足りないとか、結構負担が高いとかいう御不満もある。

そういった課題を整理しますと、4ページですが、ふれあい牧場の利点としては、公共牧場、大きな牧場ですから、いつも人を受け入れることができますし、小さな子供から老人まで対応できるさまざまなプログラムもあります。それと、地方公共団体の立場からすると、牧場だけやっているより、ふれあい部門を設けた方が非農業部門からの理解が得やすいといったメリットはあります。

問題としては、人がかわるとそこで終わってしまうみたいなところがございます。人材の確保が難しい。それと、大きな牧場ですので衛生面や防護面で安全管理が難しい。お客様とのトラブルが原因になってふれあい部門を休止するという例もございます。それと、思ったより採算がとれず、本業の牧場に影響してしまうということもございます。

これを改善した例として右側に書いてございますが、熊本県で2000年4月に大きな牧場として開きました。最初はテーマパークという形で、体験もあるんですが、もっとお客さんを呼ぶためにキャラクターショーをやったりイベントをやったりした。これが悪循環になりまして、本来の牧場の意義は何なんだということで、2003年4月に経営方針を転換しました。本来の牧場の役割、体験学習を強化したり、地産地消という形で場内のレストランも地元のものだけを使う形に切りかえたり、環境保全とありますが、ごみを出さない形にして自動販売機を撤去したり、原点に戻ったところ、入場者数は減んですが、リピーターが増えて経営改善されたという例がございました。

参考に、5ページですが、公共機関が中心になってやっているふれあい牧場に対しまして、酪農教育ファームという形で認証牧場をやっておられます。右の表にありますように、ほとんどが個人の酪農家が、言ってみれば手弁当でやっていらっしゃるということで、ふれあい牧場よりも多い174牧場が認証されております。左下に活動の実績が書いてありますが、174カ所ですら20万の方が既に訪問されている。特徴は学校教育と一体となって総合的な学習の一環としてやられているということで、教育関係者が7割のウエートを占め、受け入れる方もカリキュラムの一環としてかなり綿密な訓練をされて教えていらっしゃるということで、大変うまくいっております。

私どもとしては、入口の広いふれあい牧場も使いながら、奥行きが深い酪農教育ファームとの連携を、これからどうやっていくかということが課題かなと思っております。私からは以上でございます。

徳田需給対策室長 需給対策室長の徳田でございます。引き続き資料5に従いまして食品残さの飼料化について説明申し上げます。7ページをおあけください。

前回、石川委員から、諸外国における食品残さの飼料化の取り組み、足立委員から食料自給率との関係に関して御質問がありましたので説明させていただきます。なお、これに関連して番場委員からは、現場の取り組みに対する行政のバックアップの重要性について御意見をいただいております。

まず諸外国の食品残さの飼料化の現状でございますが、ここに挙げている諸外国はいずれも総合食料自給率、飼料自給率が高いことから、自給率の向上の観点から食品残さの利用を推進する必要はありませんが、環境保全の観点から、大幅に進んでいるとは言えない

ものの、取り組みがなされており、利用方法は肥料化が主となっております。

イギリスでは 2001 年に食品残さを豚に給与したことに端を発するとされる口蹄疫が発生し、食肉を含む食品残さの家畜への飼料としての利用が禁止されました。また、EU では BSE への対応から、食品残さの飼料化利用について、より厳しい規制を行う方向になっております。

8 ページをおあげください。我が国における食品残さの飼料化利用の現状についてですが、事例を挙げさせていただきます。札幌市の生ゴミリサイクルですが、札幌市が用地を準備し、収集運搬まで責任を持って対応している例でございます。はコンビニ各社の取り組みを載せておりますが、食品残さの利用としては肥料化が主となっております。飼料化の取り組みもありますが、食品の製造工場から出されるものを再利用しているケースです。

9 ページをおあげください。自給率への反映ですが、飼料自給率には、食品残さとして糟糠類、動物性飼料、油脂等の食品製造副産物を算定に盛り込んでおります。TDN ベースで飼料全供給量のうち 28% を占めており、飼料自給率の向上に大きく寄与しています。また、外食産業や家庭、給食等から出てくる厨芥残さ、食べ残し等の残飯については、養豚用として利用されております。しかしながら全供給量の 0.006 % と、ウエートは極めて小さくなっています。総合食料自給率、カロリーベースの算定にあつては、畜産物の種類ごとにこのような要素を盛り込んだ飼料自給率を掛けて、輸入飼料による分を除いて計算していることについては、先ほど原田室長から説明があったとおりです。以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの一連の説明も踏まえまして意見交換に入りたいと思っておりますが、その前に一言私からコメントをさせていただきたい点がございませう。

それは、先ほど畜産総合推進室長から説明がございましたとおり、食料・農業・農村政策審議会の企画部会におきまして、「畜産の経営政策については既存の品目別制度の見直し等により対応することが適当である」という形で議論をされているということでございます。また、その検討については、具体的には個別品目ごとの課題を踏まえての検証、見直しをこの畜産企画部会において進めていくこととなりますので、この点をお含みの上、御議論をいただければありがたいと思っております。

それでは、かなり時間が押ししておりまして議論の時間も制約されているわけですが、相当長時間説明を拝聴いたしましたので、ここでごく短時間の休憩を挟みたいと思っております。正面の時計で 12 時ジャストに再開させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔 暫時休憩 〕

意 見 交 換

生源寺部会長 それでは、お約束の時間が参りましたので再開したいと思います。

先ほどの一連の事務局の御説明を踏まえて御自由に御発言いただきたいと思います。当

初は牛乳乳製品の生産段階と流通・消費段階、大きく2つのパーツに分けて議論をしようかなと考えていたんですけれども、かなり時間も押しておりますので、どんな点でも結構でございますので御発言いただき、意見交換あるいは事務局との質疑という形でまいりたいと思います。どうぞ、どなたからでも結構でございます。挙手をいただければと思います。

矢坂委員。

矢坂委員 意見が2点と、資料のお願いを3点について申し上げたいと思います。

1つは、品目横断的政策をめぐる検討では、内外価格差を埋める仕組みが議論されていると承知しております。加工原料乳の補給金制度については固定的な単価方式が導入されており、今後海外の乳製品市場に対する国境調整措置がどの程度できるか不透明でありますけれども、いずれ国境措置機能が維持し得なくなることも想定されます。したがって補給金制度の長期的な見直しのビジョン、つまり内外価格差を組み込んだ単価の算定方式や、補給金交付対象品目の液状乳製品などへの拡大ということも含めて議論されてもよろしいのではないかと思います。

前回の不足払い制度の改正では市場実勢を反映した価格形成ということが提起されながら、実際には制度が変わっても、加工原料乳市場、また乳製品市場のあり方は変わりませんでした。むしろ酪農乳業団体の組織化によって市場の変動リスクをカバーしていくという方向に向かっています。WTO農業交渉の結果いかにありますけれども、海外からの輸入乳製品に由来する価格変動等が国内市場に影響を与えるようになった場合、国内の事業者の組織化と協調で価格変動リスクなどを反映しうるのか。新たなリスク処理の仕組みが問われてくるのではないかと。それについても議論するべきだというのが1点目であります。

2点目が、資料(その2)の最後に指摘されている補助事業についてです。例えば、土地利用型酪農への補助事業などは本来、飼料政策なり国土利用政策として位置づけられるべき性格も持っています。酪農政策というより、より広い農業政策の中で統一的に再編し、位置づけていく必要があるのではないかと考えます。

3点目がトレーサビリティについてです。多くの食品でトレーサビリティの導入が試みられておりますけれども、中でも生乳は最も実現性が高い食品だと位置づけられるのではないかと思います。牛肉のように1頭ごとに最後まで個体で識別管理されるわけではございませんけれども、ロットによる識別管理を基礎とすれば、酪農家から小売店までのトレーサビリティもいまま少しの工夫で導入されそうです。

配布資料でも放牧牛乳などの生産履歴情報の公開といった、付加的な情報が開示された製品の信頼性を担保にするためにトレーサビリティを活用することが有効であると指摘されています。そのために、例えば放牧牛乳の規格を整備し、その表示をトレーサビリティが担保していく。トレーサビリティが付加価値を作るのではなくて、トレーサビリティによってこれまで差別化が難しいと言われてきた牛乳の製品差別化をバックアップすることになります。JASに限らず、牛乳・乳製品の認証制度も整備していくべきだろうと考えます。

お願いしたい資料について3点申し上げます。まず1点目は、HACCPの信頼性を高めるために、食中毒事件が発生した2000年以降、HACCPの取得・認証が見直されまし

た。その結果、取得数が一旦減って、また増え始めています。実質的なH A C C Pの機能を担保し、信頼性を確保するためにどのような手だてが講じられてきたのかということについて教えてください。

2点目は、乳業の国際業務の展開状況についてです。乳業の再編はなかなか進まないと指摘されたわけでありましてけれども、裏返せば乳業の国際化が進んでいないことと関連しているとも考えられます。食品産業の中でも乳業はかなり国内市場志向が強かったのですが、今後、国産の乳製品の位置づけが問われることとなります。したがって乳業再編の関連資料として、乳業がこれまでどういう形で国際化を進めてきたのか、どういう問題があるのかという点について、可能であれば資料をお願いしたいということです。

3点目の資料は、法人経営についてです。資料で一戸一法人が大半を占めていることが示されました。しかしここで重要なのは一戸一法人の経営ではなくて、協業的な法人経営や雇用労働力に基礎を置く中小企業的な法人経営の実態についてのデータが必要だと思います。その際、例えば最近では外国人労働力を使った経営が増えておりますので、雇用実態を説明する資料についても御用意していただければありがたいと思います。以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。資料につきましては次回のこの会議までに御用意いただけるかと思えます。

その他ございますでしょうか。

では、関連ということで中村委員。

中村委員 W T O関連なんですけど、日本にとって関税とか市場アクセスなり国内支持がポイントだと思うんですが、国内支持の方なんですけど、企画部会の方針では「緑」の政策に転換していく方向というのが書いてありますね。酪農の場合、黄色の例外というか、デミニミスに入っていると思うんですけど、デミニミスも削減とかやめるとかという議論も前にどこかの提案であったんですが、そういうことを踏まえると、結果がどうなるかわかりませんが、「緑」の政策にしていく方向がとれるのかとれないのか、今の形でやっていくのか、その辺の議論をする必要があるのではないかというのが1つ。

それから、関税等の市場アクセスのところでは、政府の方針は上限関税設定反対で、ただ、重要品目を守ることを基本に柔軟にみたいなところもあるようですから、乳製品は重要品目に入っていると思っておりますが、確認じゃありませんけど、「でしょうね」ということをお聞きしたいというのが2点目。

それから、3つ目として、いずれにしろ何らかの形で国境措置というのは低くなっていく。U Rのときもそうでしたけど、大きさは別にして。したがって、アクセス数量の問題、枠外税率の問題もあるんですが、いずれにしろ国際化に対応した構造改革の推進というのが今後の大きなテーマになると思うんですけども、水田の場合、構造改革の方向というのは比較的明確かなと思うんですけども、酪農の場合、構造改革の推進といったときに何がメインになるのかな。生産面から、製造面から、流通面から、いろいろというふうになってくると思うんですけども、そこを少し整理していただきたいという感じがしています。

それから、大きい2つ目として、国内支持の関連でいけば、やっぱり財源問題というのが今後課題になってくる。今アメリカからの牛肉の関税がストップしていますし、A L I Cの財源枯渇が心配されるという状況ですから、安定的な財源確保の検討はきちっとして

いただきたいというお願いです。

それから、3つ目は自給率向上関連なんですけど、いろいろ資料を見て、生産基盤、特に都府県の生産基盤縮小というのが大変気になるところでして、その対策をどうするのか、きちっと出す必要があるんじゃないかという点。

それから、飼料作物、水田における飼料作物のホールクロップ、これは当然、耕畜連携で増やさなければいけないと思うんですけど、先ほどの委員要求資料の中で飼料自給率の食料自給率への寄与度は小さいという表現、寄与度は小さい、だからやってもしょうがないと受け取られかねない。確かに10ポイント上げて1ポイントですけど、40~45を目標の中での1ポイントというのは大きいんじゃないかとも言えるし、ただ、10ポイント上げるには、この面積を見るとかなり大変だと思うんですけども、基本として飼料自給率を上げるというふうにしていく以上、こういう表現はやめていただきたいなという気がします。

それから、やっぱり自給率関連では、消費拡大絡みだと思うんですけど、輸出の可能性というのはあるのかなのか、どう考えているのかお聞きしたいということです。以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは神田委員。その後で山口委員の順番でお願いします。

神田委員 たくさん説明をしていただく中で感じましたのは、生産者の視点がほとんどだったかなということです。もちろん経営の安定とか国産の安定供給ということが目的ですから当然のこととは思いますが、そうは言いますが、もう少し利用者の立場の分析、見方というものも含まれていいのではないかと、全体としては感じました。

例えば奨励金とか補給金の問題がありましたけれども、「生産拡大につながっている」というような説明がございまして、それはいいことだと思いますけれども、そのことが消費者メリット、利用者メリットにどうつながっているのかということが見えるようにすべきだと思います。そうでないと、輸入のものを使った方が安い物が手に入るのではないかと考えがちですし、消費者にどうメリットがあるのか。もちろん、国内の生産者がいなくなってしまうたら大変だということはいくらもわかりますけれども、もう少しその辺がわかるような分析をして欲しいと思いました。

それから、大規模化とか再編、組み合わせ、コストの削減とか生産性向上というお話がありましたけれども、そういった中で私たちが一番気になりますことは、大規模化される中で、もし何かあったときには事故の影響も大きいぞとすぐ思うわけですね。ですから衛生管理の問題とか、HACCPの取得が増えているということ、それからトレーサビリティの説明もございましたけれども、13ページの資料なんか見せていただきますと、伝票とか日報という形でつないでいっている。それがきちんとなされていくという、確実性というんでしょうか、その辺でもう少し御説明いただきたい。少し心配が残ります。何かあったときにスピーディーに戻れるようなシステムになっているのかどうか。規模拡大をしていけばいくほど、そういったことにますます注意が必要だと思いましたので。

それから、食中毒の関係ですけども、今日は御説明がなかったわけですが、参考資料3の15ページに食中毒の発生状況という表が2つございまして、この表の見方がちょっとわからない。どういうデータに基づいた数字なのか、お時間があれば、なければ個別でも結構ですので、お願いいたします。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは山口委員、どうぞ。

山口委員 「めぐる情勢」、現状の分析とか課題の整理、大変よろしいのではないか。特に人、土地、牛の3つが一体となって酪農のベースを作っているという考え方は大変よくできていると、生産の現場からは思います。

北海道の生産している側から4点についてお話をしたいと思います。1つは牛乳乳製品の安定供給であります。国民に対して安全・安心な牛乳乳製品を安定供給するためには、国内における安定した牛乳生産が求められておりますけれども、お話のように都府県では生乳生産が減少して、その分を北海道がカバーするという供給構造に変化してきておりまして、今後とも都府県と北海道が連携協調した中で取り組むことが大切であると思います。また、生産量だけでなく飲用乳の供給についても、北海道は都府県における不足を補うという形で増加してきております。そういった点からも生産地特化を踏まえた円滑な流通が重要になると考えております。

2つとして安定した所得の確保でございます。都府県における生産縮小分をカバーするために、北海道においては規模拡大や新規就農者の受け入れを積極的に実施してきておりますけれども、生産枠の維持・拡大は大きな投資を伴うということでありまして、借入金の償還のためには今後とも安定した所得が必要であるため、酪農家が安心して安定した生乳生産を行える環境の整備が必要でございます。北海道の酪農家の1戸当たりの平均所得、少々高く見えますけれども、家族経営が中心で、三、四人の家族経営で成り立っていることを考えますと決して高い水準ではない。年間365日拘束されるという作業を十分考える必要がございます。

3つとして、WTO、FTAの農業交渉でございますけれども、急展開の交渉進展により関税の大幅削減や輸入枠の大幅拡大を余儀なくされれば、脱脂粉乳の原料乳製品が大量に入ってくることとなりまして、「めぐる情勢」の2の26ページの最悪のシナリオ、我が国酪農・乳業の存在そのものが否定される悪夢が現実となる状況にございます。我が国の酪農・乳業の健全な発展と食料自給率の向上や、安全・安心な牛乳乳製品の供給という観点からも、安易な妥協や、他の作目を守るために酪農を犠牲にするということは決して許されないということでありまして、国として守らなければならないごく限られた品目に乳製品もイメージしているかどうか、米原理主義の我が国農政の流れを見ますと極めて危惧しているところでございます。

最後でありますけれども、新たな基本計画対策でございます。現在、農政審の企画部会におきまして大規模畑作、水田対策について、品目横断的な政策について議論されております。酪農、畜産、野菜は主業農家が多く、現行制度の枠組みの中でやっていくということで別扱いになっております。安全・安心な国産畜産物に対する関心の高まりを受けまして、国産畜産物の生産拡大と安定供給が喫緊の課題として畜産企画部会で基本方針の見直しの議論をということになっております。

こういった状況で私が考えますのは、これは現在の関税障壁を前提としての議論だということ、しかも国の財政が非常に厳しくて、農畜産業振興機構のたまりも枯渇してきている。先ほど話がありました一連の指定助成事業の仕切り直しもささやかれる中、本当に現行制度の見直しの範疇で十分な対応ができるか、私は極めて心配だと思っております。一

番重要な財源問題は無論のことでありまして、W T O 農業交渉等の状況判断を適切に行いまして、ゆめゆめ酪農が取り残されることのないように、しっかりやっつけていかなければならないと思います。課題山積でございますけれども、他の作目から見て構造改革が一段と進んでいるわけでありまして、酪農の今日的発展を見ると、今までの政策が十分評価されるべきと思っております。役所の皆さんももっと自信を持って頑張ってくださいということでもあります。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、幾つか質問等もあったかと思しますので、このあたりで役所の方からお答えいただければと思います。特に私から繰り返すことはいたしません、できるだけ簡潔にお願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 補給金制度等々、またW T O 農業交渉の件とか、具体的な質問がございましたので、まとめてお答えしたいと思います。

まず補給金制度についてでございます。先ほど説明を省略いたしましたけれども、中村委員からお話ございましたように、28 ページの箱の3 つ目の「・」にございますように、この補給金制度につきましては 13 年度の制度改正に関連して黄色の補助金の部分のうち価格支持分がなくなっております。したがって、現行協定の中でデミニミスとして、削減対象の除外となる水準になっておりまして、農政の見直しの中で国際規律に対応するという点では一応クリアされているということだろうと思っております。

しかしながら、中村委員からもお話ございましたように、デミニミスの扱いについてはW T O 交渉でもいろいろ議論されておりますし、黄色の補助金ということであれば不安定ではないか、「緑」の政策にすべきではないかという御議論も当然あるかと思っております。その中で御留意いただきたいと思っておりますのは、29 ページにございますように、先ほど財政負担のお話を申しましたけれども、この制度が加工原料乳に着目して、そこに補給金を交付することによって生乳全体の需給の安定を図っているという点、また、29 ページの右に指定団体による需給調整と安定的な生乳供給とございますが、この制度のもとで指定団体制度というものが有効に機能して生産調整等々が的確に行われているといった効果もございます。ですから、「緑」の政策にするのかどうかといった議論をする上で、このような補給金制度のメリットも念頭に置きながら考えていただく必要があるのではないかと考えております。

それから、輸出の可能性はどうかというお話ございました。乳製品の輸出につきましては、一部、北海道等から香港や台湾に乳製品の輸出がございます。これは飲用向けで、主として現地の邦人向けのスーパー等で売られて、邦人が日本のメーカーが作った牛乳を飲んでいるというところにとどまっております、大量に輸出されている状況ではない。ましてや、主要な貿易対象品目であります脱脂粉乳、バターといった点では国際的な競争力がある状況にはないということでございます。説明でもお話ししましたけれども、野菜や果実や米、肉といったものと異なり、国産品の品質面での優位性を打ち出すのはなかなか難しい品目なのではないかと考えているところでございます。

それから神田委員からお話ございました、この資料が生産者としての視点で、消費者の視点がないんじゃないか。これは裏返しでございますが、例えば生クリームやチーズや発酵乳といったものの奨励金は、生産者に交付することによって安い価格で乳業メーカー

に原乳が提供され、安い原乳を原料とする乳業メーカーが消費者価格を抑制することができるという点では、消費者のメリットにもつながっているのではないかという気がいたします。

それから、13ページのトレーサビリティのところ、こういった記録がどう管理されているのか、また迅速にさかのぼれるのかということがございます。例えば乳業メーカーはそれぞれガイドライン等々を設けていますし、最近では伝票等はコンピューター管理をされておりますので、事故等が起こった場合には迅速にさかのぼることができるような体制は整備されているのではないかと認識しております。

それから、参考資料の15ページで食中毒のお話がありました。この資料にもございますように、食中毒の発生状況は厚生労働省の調べでございますし、乳製品の事故の発生状況は牛乳乳製品課の調べでございます。牛乳乳製品に関して申し上げれば、何らかの事故があった場合には乳業メーカーから報告を受けることになっております。先ほどの説明では省略しましたが、最近では味に異常があるとか、においがおかしいといった風味異常といったものが事故の大宗でございます。健康被害、下痢とかいったものを伴う事故については、生産者、乳業メーカーの衛生管理の徹底ということもあって減少してきている状況にあるのではないかと考えております。

最後に、何人かの委員からWTO交渉に関して、酪農品というのは非常に重要な品目なので、重要品目として扱うべきではないかというお話がありました。政府として上限関税の設定なり義務的な輸入枠の拡大には反対しておりますので、酪農品が重要品目かどうかというのは今後の話であろうと思っておりますけれども、先ほども御説明しましたように、牛乳乳製品の特徴としてなかなか国産品の品質格差を打ち出しづらいということで、価格差が決定的な要素になるということもありますので、関税水準というのが他の品目にも増して大きな要素だと考えております。したがって上限関税の設定なり関税削減といったものに対しては、そういったことを十分踏まえて対応する必要があるのではないかと。また、酪農が国内農業に占める役割というものを十分認識した上で対応していきたいと考えております。以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、その他ございますでしょうか。

今委員。その後で近藤委員という順番でお願いします。

今委員 先ほども北海道の方が言っておられましたけれども、4ページにあります人、牛、土地という構図は大変私たち生産者にとってはうれしいことで、誇りにできる職業だと思いました。

先ほどトレーサビリティの話もありましたけれども、私のところでも先頃実は大失敗をしました。普段通り8時頃に牛乳を出荷しましたところ、11時ごろ組合から電話が鳴りました。「お宅の牧場の牛乳から抗生物質の反応が出た」ということで、全く寝耳に水のことだったんですけれども、そのように大変迅速に対応が組合側からとられています。ですから、生産者から組合を通して大きな貯蔵タンクに入り、乳業工場に届けられるまでの抗生物質モニタリングシステムはきちんとなされていると思っております。

生産現場では細心の注意を払っているんですけれども、人が代わったり、予想しないことが起こった場合に大きな問題が生じてしまうことがあります。自分の家の牛乳はもちろ

んですが、他の酪農家から出荷された牛乳を含む1台のローリーが全部廃棄処分になり、大変な損害を酪農家自身が負うこととなります。結果的には組合としてもその日の出荷乳量、ローリー1台分、8トンの牛乳が乳業メーカーに送れなくなるということで、大変な損失になるのです。そこら辺のところはきちんとできていますので、消費者の方々も安心していただいていると思います。

それと、今年は天候に恵まれ、先日まで私たち親の世代の仲間3人で粗飼料生産に追われとても忙しかったのですが、去年に比べると良質のロールサイレージが収穫できました。しかし、このロールサイレージの成分分析をして給与しようとする息子達の世代からは、「ロールサイレージを給与すると品質がバラツキしており、牛の健康状態が悪化する」と言われてしまい、作る側はとてもショックを受けたということを知りました。

彼らが飼料計算をするときに、自家産の乾草だとどうなる、購入飼料だとどうなる、言い出すんですね。自家粗飼料が何に影響するかといいますと、まず体細胞ですね。それから乳脂肪なんですね。この資料の中にも乳成分の基準にかかわる議論が不十分だということがありますけれども、例えば私たちの地域で作る粗飼料はどうしても脂肪分を下げるとか、本当に天候に恵まれないと質の良くないものを作ってしまい、それを乳牛に与えたときに牛の病原菌に対する抵抗力が弱まり、乳房炎になってしまうんですね。つまり、牛が体調を崩すんです。乳房炎になると体細胞が増えるんです。

私よりも大規模な農家の方が、「うちは全然自給飼料なんて作らないから、トラクターの機械代はかからないし、労力も楽だし、全然ゆとりがある」と言われたんですね。私は、牛、人、土地のかかわりから考えたら、牛を飼っている以上は出るものが出ますので、そういうものをきちんと還元する畑を耕すことは大事なことだと思っています。けれども、どうしても低品質な粗飼料を乳牛に与えると成分が悪くなるということも考えられます。

一番に言いたいのは、乳脂肪分がどんどん、どんどん高くなる構図といいますか、そういうものが本当に必要なのかどうかということと、年齢が高くなるほど体細胞数がどうしても高くなりますので、体細胞数に絡んで牛の更新がかなり進むんですね。そういうこととか、酪農家でも自分のかわいがっていた牛をどんどん更新していかなければならないという思いもありますので、乳成分に対する議論などもきちんと進めていただきたいと思っています。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは近藤委員。

近藤委員 消費の拡大という市場の側にいる者からの発言なんですけれども、脱脂粉乳をどうするかというのが課題であると1ページに書いてありましたけど、具体的にどういう取り組みをされていらっしゃるのかという話があれば、今回でなくても結構ですので、お聞かせいただきたい。私の関心は、脱脂粉乳というと数年前の事件がありまして、イメージが回復できていない、もしくはこの日本語そのものに、非常にダサイといいますが、30年前のイメージがありますので、若い方々の御意見を取り入れてその辺の拡大ができればいいのではないかと考えております。

ただし、イベント型の対策は絶対やらない。長期的な拡大につながるような新しい方法を取り入れられたらいいかなと思っています。欧米で脱脂粉乳の使い道で思いがけないものがあれば参考にさせていただければいいし、その話がなければぜひお聞かせいただき

いなと思っております。

もう1つ、大規模型の業者が増えているというところで、牛のロボットとかいう話を聞いたんですけども、消費者のイメージからいうとむしろマイナスのイメージ、効率的にはよろしいし、もしかしたらそれが清潔で安全なのかもしれませんけれども、印象としては、ロボットとかいうのは自然と相反するものと感じます。自然とのふれあい、自然で、安全な・安心なおいしいもの、天から与えられた恵みというイメージからだんだん離れていくことがいいのだろうかということも含めて、もしかしたら経営は二極分化していくのかな。それでいいのかなという疑問と意見でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは増田委員。

増田委員 先ほど中村委員も言っていたらっしゃいましたけれど、飼料自給率の食料自給率への寄与度は小さいという見出しは、率直に申し上げて極めて残念です。

10%上昇してもカロリー自給率には1ポイントアップしか寄与しない。今1%上げるために、省全体として、御飯を一口多く食べましょうとか、国産大豆を使った豆腐を2丁食べましょうとか、非常に細かいところからキャンペーンを張っているときに、こういうペーパーが出てくるというのはいかがなものかという気がしております。各品目それぞれが1%上げれば、なかなかよい結果につながるわけです。

それから、畜産についてはこの資料もきちんと書いていらっしゃいますけれども、稲のホールクローブサイレージについては、今5,000 haしかないところを52万 haにしなければならぬとか、トウモロコシも同様に大変拡張する。そこに問題点があるということをやちゃんと見せていらっしゃるわけですから、何とかそのところを上手に資料化して我々にプレゼンテーションなさることを大事にしていきたいなと思っておりました。

と申しますのは、基本計画の見直しの中で畜産は別天地の議論をしようとしているという感じがますますしてしまうわけです。畑作、稲作の考え方とも連携しながら、まさに耕畜連携の将来像を描かなければならぬ議論じゃないかという気がしております。とりあえず以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他にございますでしょうか。

阿部委員。

阿部委員 生産に関してなんですが、生産技術室長が、たしか2ページ目のところで、当面の問題ですけれども、牛乳生産量がどんどん減ってきて、個体の乳量で上げていくのと、規模拡大がある。それをやっていくんだけど、どこまでカバーすることができるかという話がありましたけど、まず規模拡大で、私自身、1,000頭、2,000頭というメガファームの力と、500頭、600頭という農家が数戸集まって営農集団としてやるというようなところの拡大が重要で生産量の低下を一定のラインで防がなくてはいけません。それは当然これから起きてくることだと思いますし、それはそれでちゃんと評価していかないといけないと思うんです。

しかしながら同時に、今さんが先ほどおっしゃったように、サイレージを作りながら50から80頭飼っていくところ、それから、草地の放牧酪農とか山地酪農のように、生産性は高くないけれども日本のアメニティーとか環境の問題ということに寄与するところ、さら

に、今日は全く話が出てないけれども、農水省の皆さんが進められておりますオーガニックのミルクですね、有機酪農といったような、生産量の規模ではそんなに寄与しないけれども、都市の住民の方々が、日本の酪農というのはこういうことも配慮してやっているんだねというアピールの面も含めて必要ですし、飼料の自給率、環境問題への寄与といった意味で、いわゆる多様性を持たせていく。生産技術室長のお話の中にアウトソーシングをやっていくんだという話がありましたけれども、それはそういった部分に対する支援だと思うんですね。ですから、こういったアウトソーシング、支援というのはどういった形態のものにフィットさせていくんだといった、いわゆる多様性の中での力の配分とか、生産量の配分とか、そういう見通し、計画も立てていかなければいけないんじゃないかなと思います。

それから、もう1つは1頭当たりの乳量の増強、これはまだ右肩上がりに上がるでしょう。しかしながら、今全国平均で7,400 kg になっているのは2つの要因があって、育種的な改良がある、それと同時に、それを支えているのは輸入穀類の多給なわけです。輸入穀類の多給というのは、片方の面で、ちょっと専門的ではありますが、ルーメンと第一胃発酵を攪乱してしまって、いわゆる消化器障害がすごく多くなっている。顕在化しないけれども、症候群、シンドロームとしてあるわけです。それを全部くくった生産病というのが結構あって、そのために酪農家の皆さんはもうかってないんです。生産病という中には、いわゆる周産期の栄養管理の問題、つまり繁殖が悪い。繁殖がよければ酪農家はもうかるんだという話をよく聞きます。それと同時に、健康な牛から作られたもの、最近では細菌数が少ない、それはそれでいいんですが、健全な牛から、病気にかからないような飼い方をしたところからミルクを出すといったことも利用しなくちゃいけない。

私が前段に言ったことと後段に言ったことは関連するわけです。例えばビッグファームの場合にはこういったレベルでこういうものだ。しかしながら山地酪農、放牧酪農のときには、乳量は少ないけどこういうものを持っているんだ。何を言いたいかというと酪農の地域性ですね、それを誘導するようなことをしないと、今は極端に言いますと金太郎あめみたいなもので、北から南、どこを切っても同じようなスタイルでやっている。それはいろいろなところから支持されないんじゃないか。

ちょっと煩雑な話になりましたけれども、生産規模の拡大ということと個体の生産性の向上といったところできちんと整理しながら基本的な案を作ってください、我々もそれに参加したいと思いますけど、そういうことが大切ではないかと思えます。以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

冒頭に申し上げました時間を既に過ぎておりますけれども、もうしばらく議論を続けたいと思えます。富樫委員、どうぞ。

富樫委員 今の個体の乳生産性の向上ということに関しまして意見を述べさせていただきます。

乳生産性の向上というのは、酪農家にとって今、環境問題等、いろいろネガティブな問題があるわけですがけれども、元気づけるポジティブな面として1頭当たりの乳量の改良というのは、先ほども説明があったとおり、非常に貢献していることは事実だと思います。それが、阿部先生の御指摘にもあったんですけれども、安易に購入飼料に頼ってしまう。それがうまくいって高乳量と結びついているところもあるわけですがけれども、一方で、病

気の問題、あるいは繁殖性の非常にリスクな問題も相伴ってくる。また、自給飼料等の向上性、あるいは環境問題も考えていかなければならない。

それではどういう生産性の改良というものがあるべきだろうかということで、ただ単に生産性の改良ということだけでなく、環境問題あるいは消費者等も含めた、あるいは、さっき乳房炎の話も出ましたけれども、健全性、広い意味で飼料自給率も踏まえて、元気づけるもとである生産性をいかに上げるかというところを考えていくべきではないかと思えます。

そういうスタンスに立って考えますと、乳量の上げ方を今後は考える必要があると思うんですね。今までは年間乳量について、泌乳を始めてから乾乳が終わるところまで満遍なく乳量が上がってきた。分娩後の非常にストレスの高い時期においても乳量が上がってしまうということは、購入飼料でうまくいくときもあるけれども、へたをすれば病気になってしまう、あるいは乳房炎になってしまうという非常に乳牛にとってリスクな面も抱えている。であるならば、そんなに前期に上げなくたって中・後期に上げれば、乳量の上げ方の内容を変えれば生産性にもプラスになるし、疾病も少なくなる、あるいは飼料自給率にも、消費者にとっても健全な乳牛からミルクを生産するということがポジティブな面が出てくるということで、これからは、単に上げるということではなくて、環境問題、飼料自給率、あるいは乳房炎、繁殖、そういう面での健全性、抗生物質を使わないでも済む、そういうような観点も含めた改良が必要になってくると思います。その1つとして、泌乳の中身、いつ上げるか、そういう中身を考えていくことによってそれも可能ではないかと思っております。以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

時間が大分押しているわけでございますけれども、この際特に御発言なさりたいという方があればぜひお願いいたします。

神田委員。

神田委員 1つだけ、先ほど今さんから乳脂肪分とか成分のお話がありましたけれども、私自身も乳脂肪分をこれ以上上げていく必要があるのかと前回の会議でも申し上げましたけれども、消費者からすれば味のこと、あるいは栄養のことですから、生産者側とはまた違うかもしれませんけれども、消費者志向、健康志向との関係でどういうふうに消費者が思っているのかという調査も含めて、議論をして決めていって欲しいと思っております。もうこれ以上いいんじゃないかと、私は個人的には思っております、味の方も、私は少し脂肪分が多いなと思っております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょう。

金井委員。

金井委員 今の神田委員の発言に関連するんですけれども、脱脂粉乳の過剰在庫の問題ですけれども、少なくとも私のこれまでの経験ですと、乳脂肪は健康によくないということで、乳脂肪よりむしろ乳蛋白を増やさなければいかんということでもずっとやってきたわけです。乳牛の改良についても、これからは乳蛋白質率を上げるという目標でやってきた。乳脂肪率はこれ以上上げない、むしろ抑制ということでもやってきた。ところが最近においては脱脂粉乳が過剰在庫ということは、この原因としては加工乳の消費が減ったからとい

うことになっていますけれども、ミニマムアクセスも含め、供給も消費も変わってきたのではないかと。今後とも脱脂粉乳が従来のように必要ないということであれば乳牛もそういうような改良を進めていかなければいけないということでもありますので、神田委員がおっしゃるように、これからどういうふうになるか、この場で論議する必要があるのではないかと思います。以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

高橋委員。

高橋委員 今、乳脂肪率の話がありまして、今の生産の中でなぜそういう状況になっているか、流れを考えてみるときに、自給と購入云々という部分でいつも話になるんですが、牛の改良の中で基本的に乳量なり乳成分の向上を求めて改良が進められてきた。その中で、前にもお話したことがあるんですが、自給の部分というのはそれに対応できないような要素を持っているんですね。なぜかといいますと、一旦草を植え付ければ、5年ぐらいのサイクルの中でやっていきます。草の能力というか、カロリーベースなり成分的な部分を考えれば、3年目あたりに最高の養分を供給してくれる。以降は下がっていきます。生産量も含めて。ですから更新という形の中で取り組んでいかなければいけない。牛の改良は、その辺については全然ないんです。ただ（能力）追求だけなんですね。ですからその部分を購入粗飼料で補うとか、濃厚飼料で補う工夫を現場はやっているわけです。

最終的に、4コンマ幾らという乳脂肪率というのは牛の生理からいってどうなのかという部分もあるかと思います。牛乳の表示の中には、乳脂肪率で3.5%ですか、無脂固形で8.3%以上と表現していますが、それぐらいまで牛乳の成分を下げた場合どうなるかという部分が出てくるんです。机上では簡単にできます。ただ、牛の生理からすればそれは無理なんです。牛は生きるために摂取量というのをきちっと持っていますから、管理する人間がそれに対応していかなければならない。ですから改良と生乳生産というのは一体になっているということで、その辺をきちっと議論しないと乳成分の問題は解決できないんだらうなと私は思います。できれば成分を下げて乳量をアップできるような改良になっていただければいいなと思っているんですが、そのような状況には至っていないというのが現状だと思います。

生産している側からすればその辺が悩みの種で、周産期病ということで繁殖の問題が出ているんですが、これもいろいろな意味でそういう部分があるんだらうと思います。消費者というか、飲んでいただく方々の要望がどうなのかという部分がはっきりしないと、生産現場は振り回されるんです。量が足りないから搾れ、余れば廃棄だ、加工に向けての調整だということで何回も繰り返してきた中で、その辺をきちっと整理していかないと安定生産というのではないだらうと思っています。

今回の資料の中に、(その1)の4ページですか、人、牛、土地ということでトライアングルを出してもらって、このような表現をされたのは初めてなのかなと思っています。一体化した考え方を持たないと生産はできない。私はいつも消費者の方々と会ったときにお話ししているのは、酪農であれ、すべて農業というのは工場生産ではないんですよ。原料を入れれば製品がきちっと出てくる生産過程ではありません。あくまでも生き物の生理を通した生産だということを理解していただきたいと思っています。そういう中で今まで取り組

んできた改良なり生産手法が現在に至っているという部分があるかと思えます。その辺の議論を外さないでいきたいなと私は思います。

先ほど来、飼料自給率と食料自給率の部分ということで、10%飼料自給率を上げればカロリー自給率が1%云々という議論がありますけれども、肉用牛を例にとってやればこのような数字になるのかな。これを酪農ベースでやれば全然違う数値が出るんじゃないかなと私は思います。根拠そのものはきちんととらえていませんが、飼料自給率を上げるということは、食料の充足率云々という部分についてはある程度の貢献をしていくんじゃないかなと思います。以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他にございますでしょうか。

なければ、かなり時間も押しておりますので、このあたりで委員の皆さんからの御発言については終わりたいと思います。質問というより御意見が多かったかと思えますけれども、脱脂粉乳の消費拡大に関しては若干質問があったと思えますので、お願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 近藤委員と神田委員から脱脂粉乳のお話がありました。時間も限られていますので、次回、資料で整理して御説明したいと思えますけれども、1つだけ、実はこの後、皆さんにお弁当が用意されております。その際に、脱脂粉乳を使ったみそとというのがありまして、ミルクーみそと言うんですけれども、「脱脂粉乳の利用を考える会」が開発されたものが提供されます。脱脂粉乳の利用拡大の1つの方策として試みがございまして、御賞味いただければと思います。

また、「脱脂粉乳の利用を考える会」の代表が農畜産業振興機構の副理事長ということで同席しておりますので、御本人からお話を聞いていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては委員からの御意見を十分に踏まえ、今後の畜産企画部会の議論につなげていただければありがたいと思います。

それでは本日の会議はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

伊地知畜産企画課長 長時間にわたり御熱心に御論議をいただきましてありがとうございました。次回の畜産企画部会につきましては、既にお知らせしておりますが、6月29日に開催しまして、牛肉の生産、流通、消費をめぐる情勢を踏まえた議論をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

閉 会